

第3次 有田市地域福祉計画



令和4年3月
有田市

はじめに

我が国では、少子高齢化や人口減少が急速に進み、社会情勢は日々変化しています。世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、生活困窮や孤独・孤立の問題をはじめとした様々な課題が顕在化しており、これまで支援を必要としなかった人でも何らかの課題を抱えるなど、きめ細かな幅広い支援が必要となっています。

また、地域においては、家族構成の変化、価値観やライフスタイルの多様化などによる社会構造の変化により、これまで築いてきた家族や地域のつながりが弱まりつつあります。

国では、令和2年に社会福祉法を改正し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して重層的支援体制整備事業が創設されました。複雑化・複合化している地域課題に対して、行政だけでなく、住民や関係機関など地域全体で包括的に支援していく体制づくりが求められています。

有田市では、平成29年3月に策定した「第2次有田市地域福祉計画」に基づき、様々な取組を進めてまいりました。今回策定した「第3次有田市地域福祉計画」では、『誰もが安心して暮らせる「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまち ありだ』を基本理念として掲げ、つながりや支え合いを通して、誰もが安心して暮らし続けられる、有田市における地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

地域福祉の推進にあたっては、市民の皆様の主体的な地域への参加と、地域団体、事業所、関係機関などとの協働が欠かせません。誰一人取り残さずお互いを認め合い、生き生きと活躍できる地域づくりを進めていきたいと考えていますので、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、有田市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、団体・事業所の皆様、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年3月



有田市長 望月 良男

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 地域福祉とは.....	5
第3節 計画の位置づけ・期間.....	6
第4節 計画の策定体制.....	9
第2章 有田市の現状と課題	10
第1節 統計からみる有田市の現状.....	10
第2節 市民アンケート調査結果からみる現状.....	21
第3節 団体・事業所アンケート調査結果からみる現状.....	27
第4節 第2次計画の取組状況と今後の方向性.....	30
第5節 有田市の課題まとめ.....	33
第3章 計画の基本理念と目標	35
第1節 基本理念.....	35
第2節 有田市における地域共生社会.....	35
第3節 基本目標.....	36
第4節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進.....	37
第5節 施策体系.....	39
第4章 施策の展開	40
第1節 重点テーマ.....	40
第2節 基本目標別の取組.....	42
基本目標1 地域で互いに支え合うまちづくり.....	42
基本目標2 一人ひとりの課題を解決できるまちづくり.....	52
基本目標3 安全・安心な福祉のまちづくり.....	61
第5章 成年後見制度の利用促進	69
第1節 成年後見制度に関する状況.....	69
第2節 成年後見制度の利用促進に向けて.....	72
第6章 計画の推進	74
資料編	75

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成24年に「有田市地域福祉計画」、平成29年に「第2次有田市地域福祉計画」を策定し、「ともに支え合い、健康で安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

近年、少子高齢化の進行、世帯構成や生活スタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化などに加え、8050問題などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ごみ屋敷、ひきこもりや孤独・孤立、ヤングケアラー等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、地域を取り巻く状況は複雑化・複合化しており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で課題がより顕在化、深刻化することが懸念されます。

また、全国的に知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者の増加が見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まることから、「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定することが求められます。

このような地域の福祉課題を解決するために、地域の人と人のつながりを大切にし、ともに支え合い、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めていくため、新たに「第3次有田市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 国の主な流れ

平成28年に地域共生社会の実現を目指して、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げました。平成29年には社会福祉法が改正され、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を市町村地域福祉計画に定め、各福祉分野における上位計画として位置づけることとするなど、市町村地域福祉計画に基づく地域福祉の推進が一層重要となっています。

また、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された後、平成29年に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定し、成年後見制度の周知啓発や利用支援、利用促進に向けた体制整備を推進するため、市町村において計画を策定することが明示されました。

令和2年の社会福祉法の改正では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備が求められています。

■近年の国・県の動向

平成 28 年	5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置
平成 29 年	3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 5月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月施行）
令和元年	12月 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ
令和 2 年	6月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正（令和 3 年 4 月施行） 3月 和歌山県地域福祉推進計画（改定版）策定

■近年の国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050 問題、虐待、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など）
- 大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要となっています。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく重層的な支援体制の整備が必要となっています。

(3) 地域共生社会の実現に向けて

① 地域共生社会の理念

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。

② 福祉政策の新たなアプローチ

地域福祉を取り巻く環境の変化により、それぞれが抱える課題が複雑化・複合化しています。人口減少による担い手不足や地域のつながりが希薄化していることを踏まえ、住民の気にかける関係性と専門職による伴走型の支援による新たなアプローチが求められます。

③ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

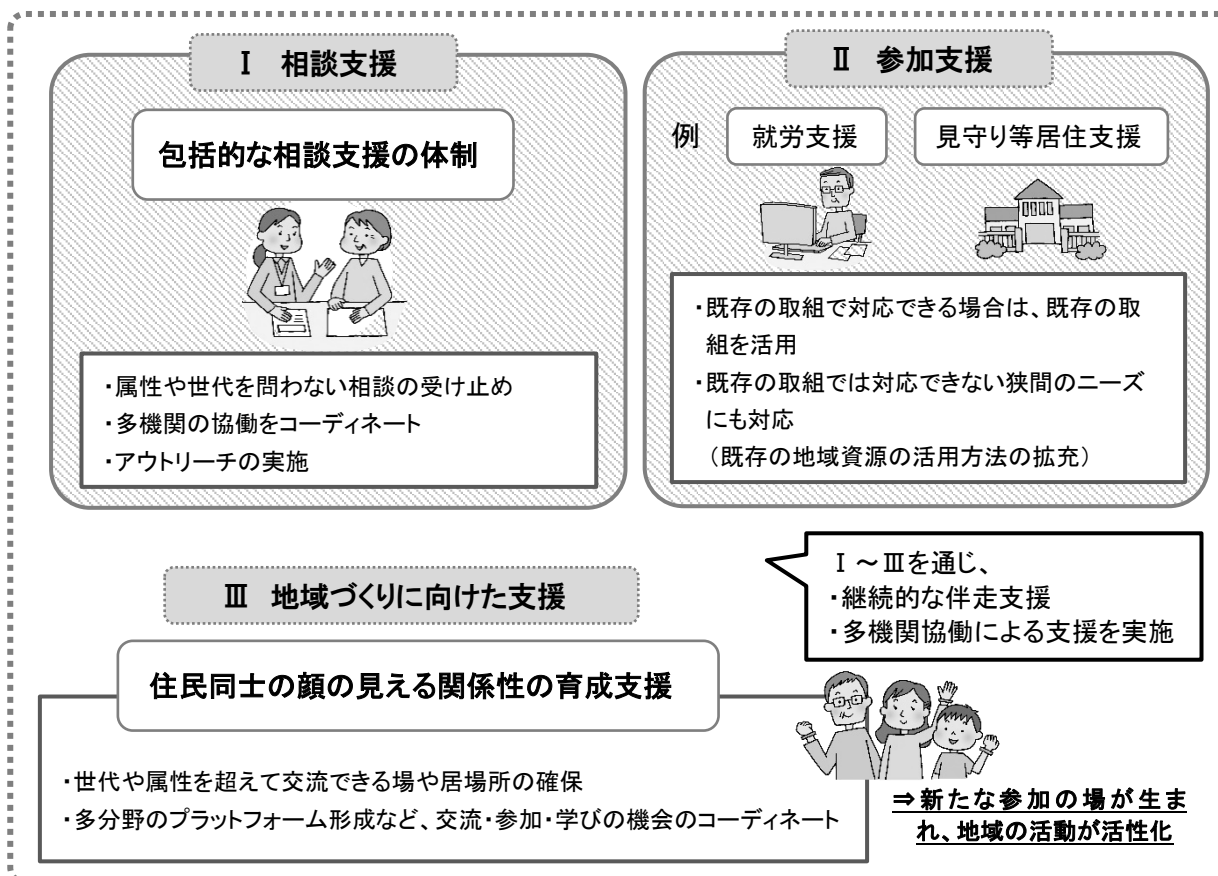
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業の実施が必要です。

■「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「改正社会福祉法」が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業の全体像



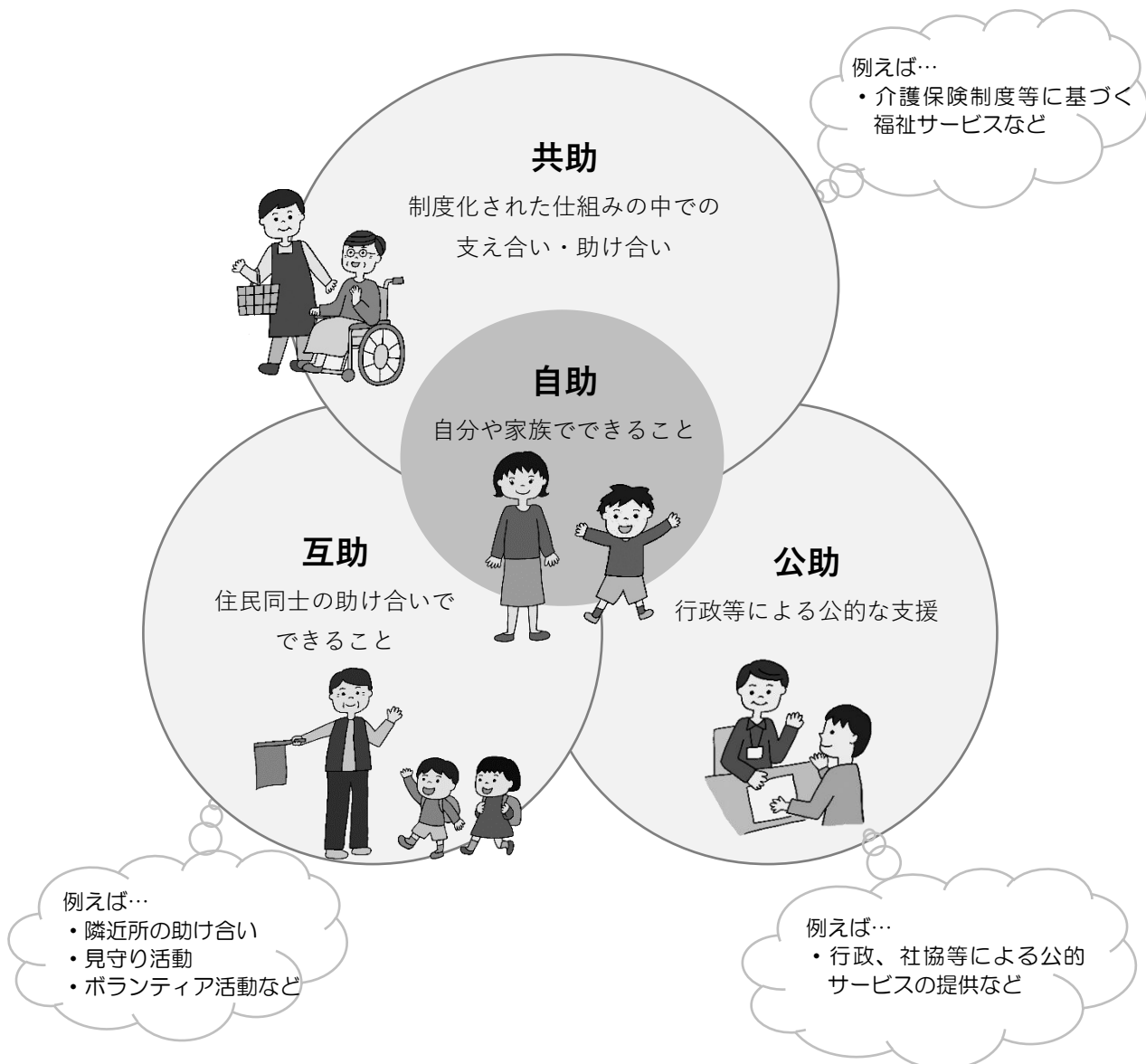
参考資料：地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
社会福祉法の改正趣旨・改正概要

第2節 地域福祉とは

地域福祉とは、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが安心して暮らしていけるよう、地域住民やボランティア、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力して、地域における様々な困りごとを解決していくための仕組みのことです。

個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化している中で、公的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所の助け合いや支え合いで解決できることもあります。

地域福祉を進める上では、自分や家族でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、制度化された仕組みの中での支え合い・助け合いでできること（共助）、住民同士で解決できない問題を行政等が公的な支援で解決すること（公助）の「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方をもとに、それぞれの役割を果たし、連携することが求められます。



第3節 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

■社会福祉法(令和3年4月1日一部改正施行)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

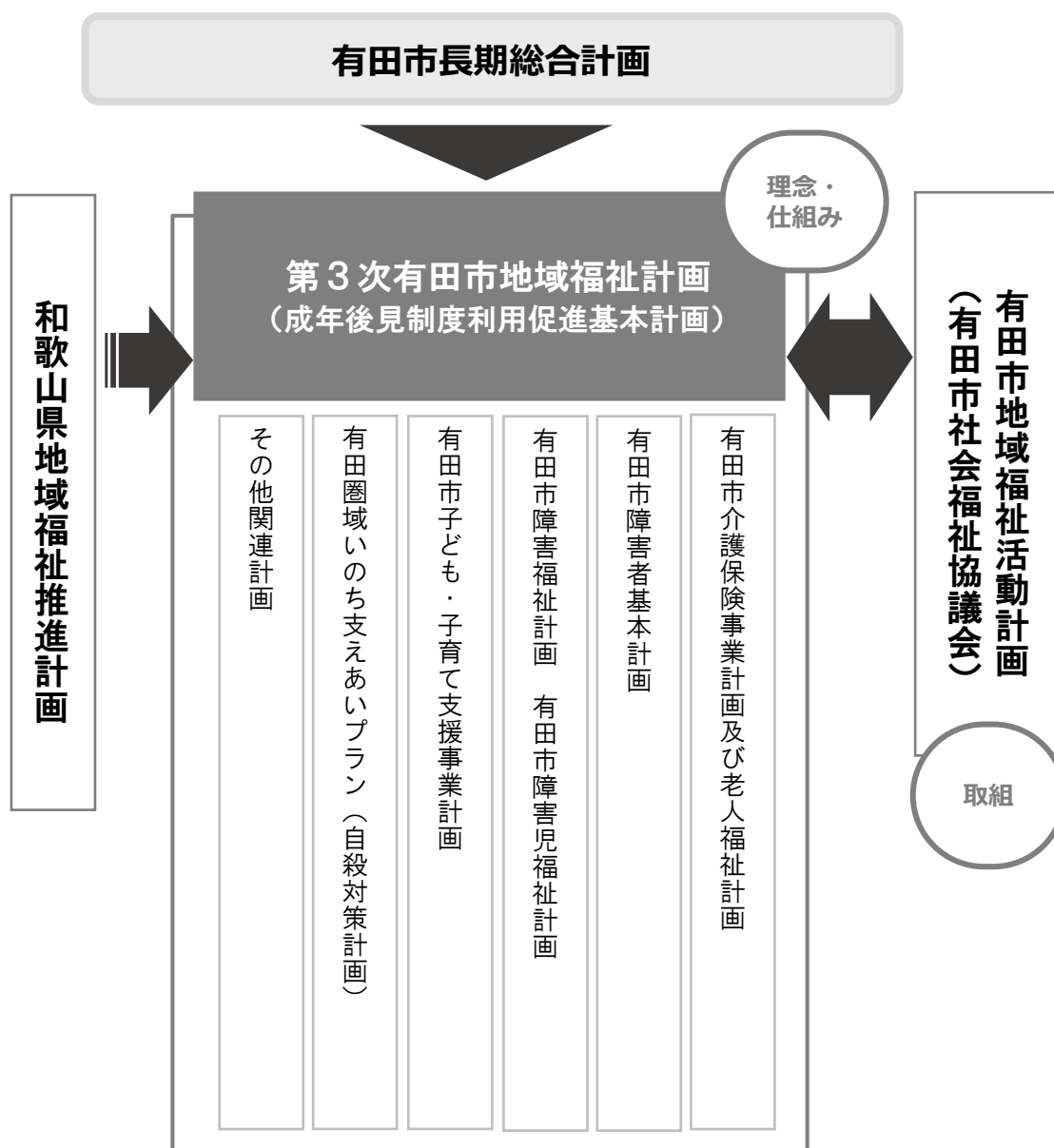
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 関連計画との関係

策定にあたっては、「有田市長期総合計画」に基づきながら、各種福祉関連計画との整合性と調和を図ります。分野横断的に地域福祉を推進するために、理念と今後の方向性を定め、福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、有田市社会福祉協議会が策定し、地域福祉を推進することを目的として、市民や団体等を主体とする具体的な活動を実践するための取組を定める「有田市地域福祉活動計画」と本計画が車の両輪のように相互に連携・補完していきます。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

また、計画期間中は、着実に計画を実行するとともに、具体的な進捗状況の評価・見直しを行います。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
長期総合計画	第5次 前期基本計画				第5次 後期基本計画	
地域福祉計画	第2次	第3次有田市地域福祉計画				第4次
介護保険事業計画 及び老人福祉計画	第8期			第9期		
障害者基本計画	第2次					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期			第7期 第3期		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期				第3期	
自殺対策計画	第1次			第2次		
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次	第3次				第4次

第4節 計画の策定体制

(1) 各種アンケート調査

本計画の策定にあたり、市民や市内で活動している団体、福祉事業所の皆様の地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言をお伺いし、「第3次有田市地域福祉計画」の策定に向けた基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

① 市民アンケート調査概要

調査対象者	有田市在住の20歳以上の方 1,500人
調査期間	令和3年1月8日(金)～1月26日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	有効回収数：677件/1,500件 有効回収率：45.1%

② 団体・事業所アンケート調査概要

調査対象者	団体	民生児童委員協議会、連合自治会、福祉団体、ボランティア団体等
	事業所	障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、幼稚園等
調査期間		令和3年2月24日(水)～3月10日(水)
調査方法		郵送配布・郵送回収
回収結果	団体	有効回収数：30件/39件 有効回収率：76.9%
	事業所	有効回収数：29件/39件 有効回収率：74.4%

(2) 有田市地域福祉計画策定委員会の開催

市民や関係機関・団体の代表などで構成する「有田市地域福祉計画策定委員会」を設置し審議しました。

第2章 有田市の現状と課題

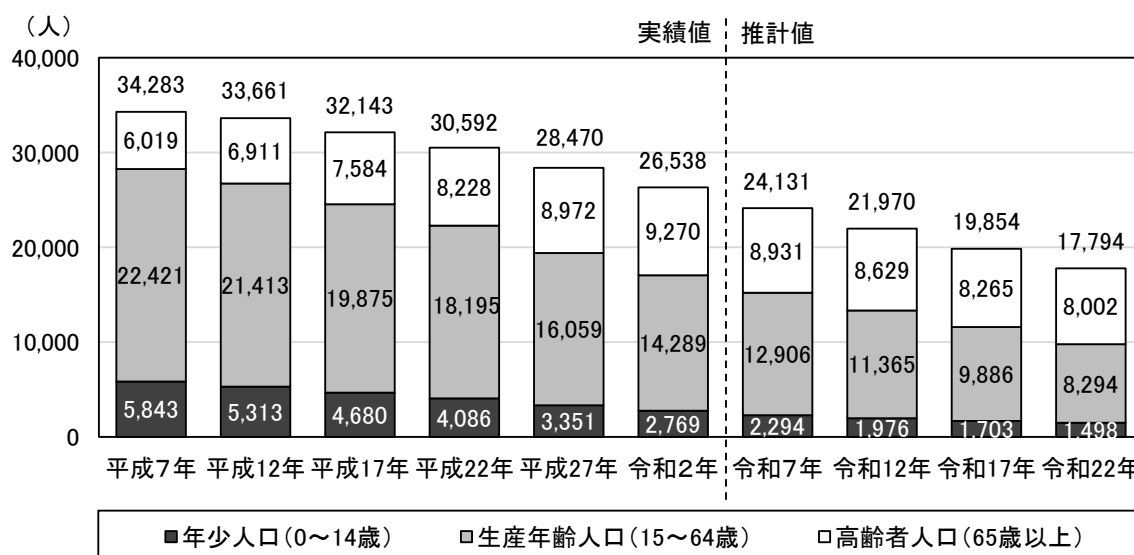
第1節 統計からみる有田市の現状

(1) 人口と世帯の状況

① 人口の状況

本市の人口は、減少傾向が続き、令和2年には26,538人と3万人を下回っており、令和22年には17,794人となることが推計されています。年齢区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少しており、高齢者人口についても令和7年には減少に転じると推計されています。

■年齢3区分別人口の推移と推計

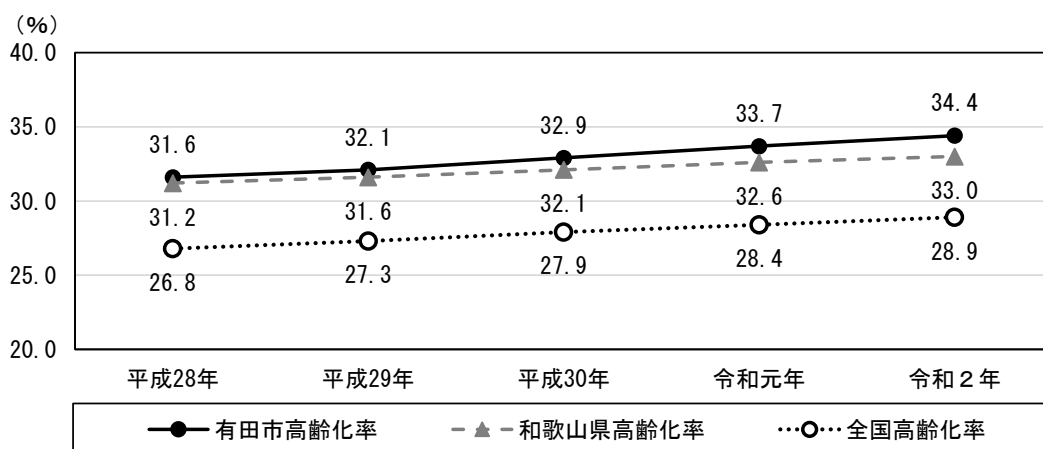


※合計には年齢不詳を含むため、内訳と合計は一致しないことがあります。
資料：国勢調査(令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計)

② 高齢化率

高齢化率の推移をみると、上昇傾向となっており、国・県よりも高い値で推移しています。令和2年では34.4%となっています。

■ 高齢化率(国・県比較)の推移

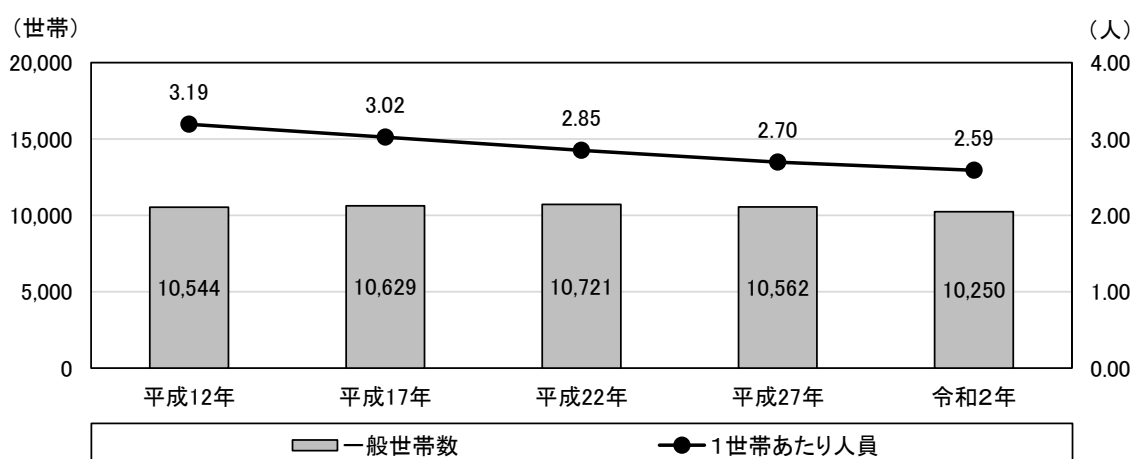


資料: 第8期有田市介護保険事業計画及び老人福祉計画

③ 世帯の状況

一般世帯数と1世帯あたり人員の推移をみると、一般世帯数は平成22年まで増加し、平成27年以降は減少しています。1世帯あたり人員は、減少傾向で、令和2年では2.59人となっています。

■ 一般世帯数と1世帯あたり人員の推移

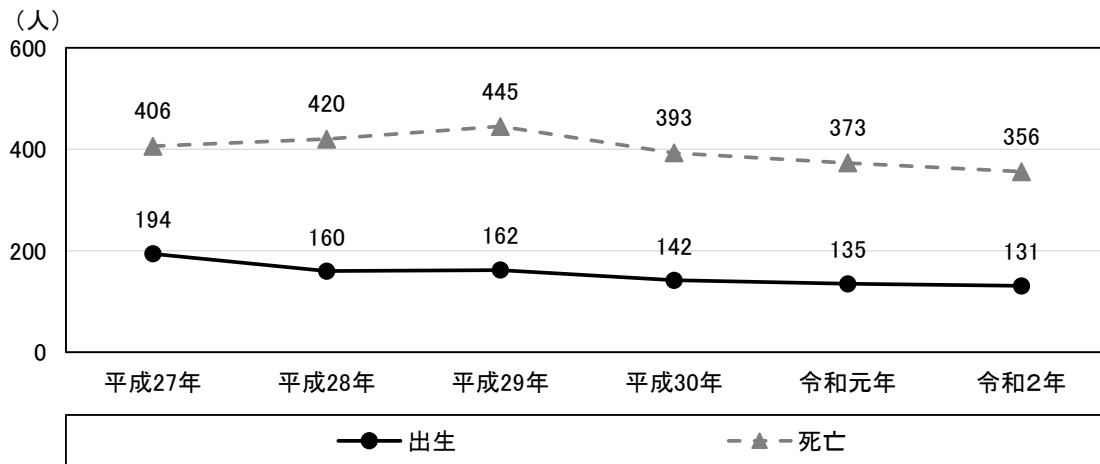


資料: 国勢調査

④ 出生・死亡の状況

出生数・死亡数の推移をみると、平成30年以降、出生数・死亡数ともに減少傾向で、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

■出生数・死亡数の推移

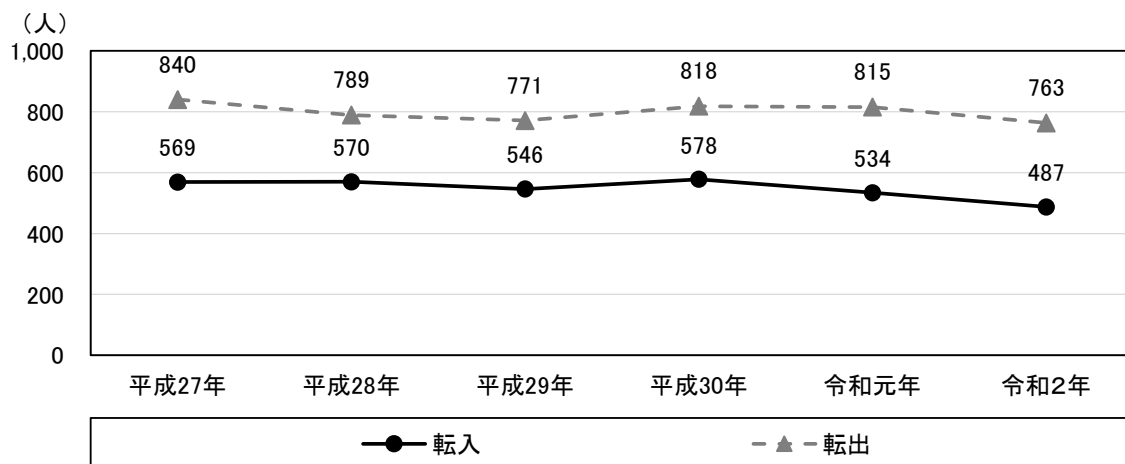


資料：住民基本台帳(各年1月1日～12月31日)

⑤ 転入・転出の状況

転入者数・転出者数の推移をみると、増減しながら推移しており、転出者が転入者を上回る社会減の傾向が続いています。

■転入者数・転出者数の推移



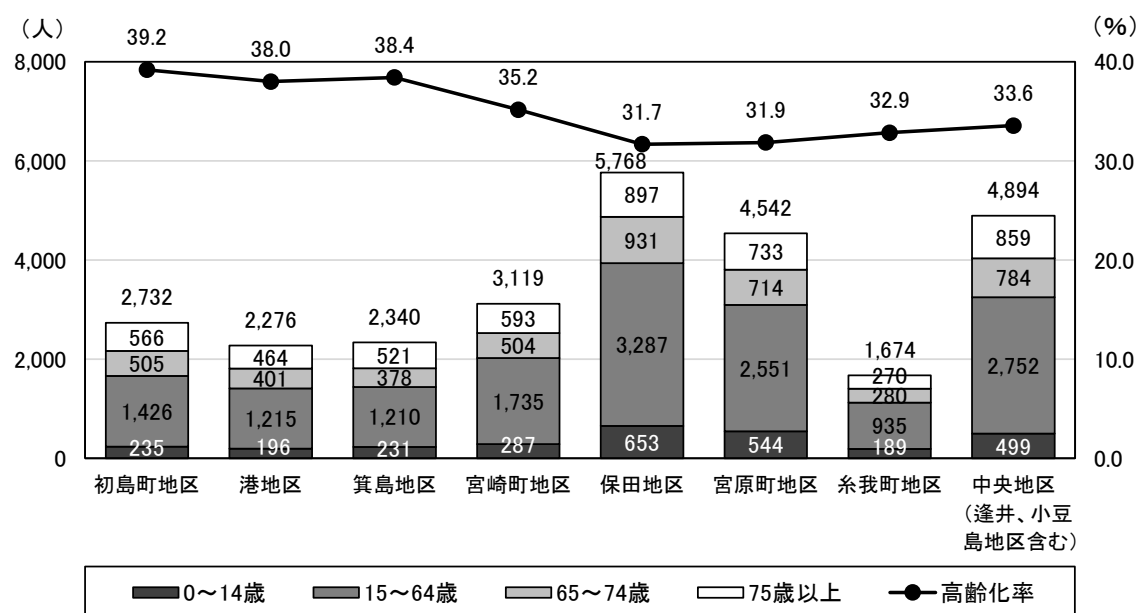
資料：住民基本台帳(各年1月1日～12月31日)

⑥ 地区別の状況

地区別の年齢4区分別人口をみると、すべての年代において保田地区が最も多くなっています。

高齢化率をみると、初島町地区で最も高くなっており、次いで箕島地区、港地区が高くなっています。

■地区別の年齢4区分別人口と高齢化率



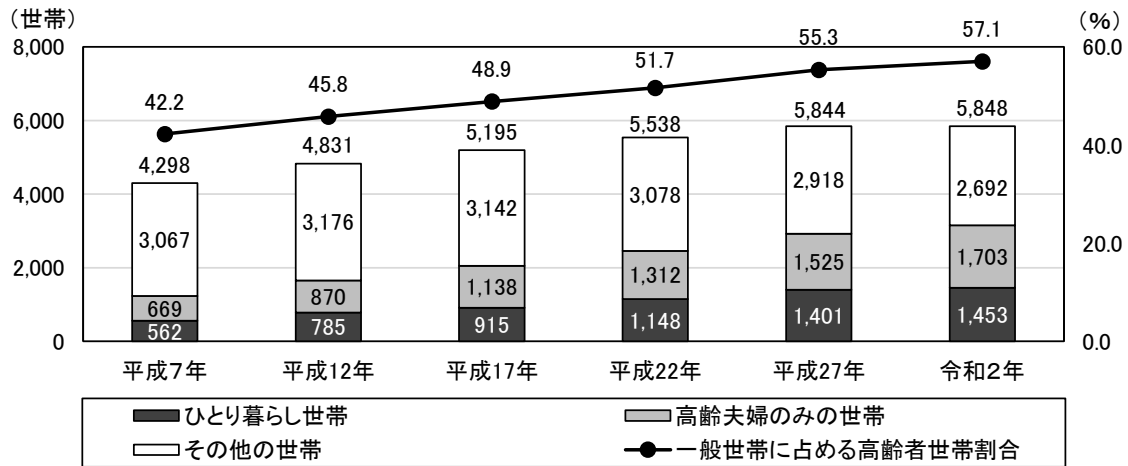
資料：住民基本台帳(令和2年9月末現在)

(2) 配慮の必要な人の状況

① 高齢者の状況

65歳以上高齢者のいる世帯数の推移をみると、ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯は増加傾向となっています。また、一般世帯に占める高齢者世帯割合も増加しており、令和2年には57.1%となっています。

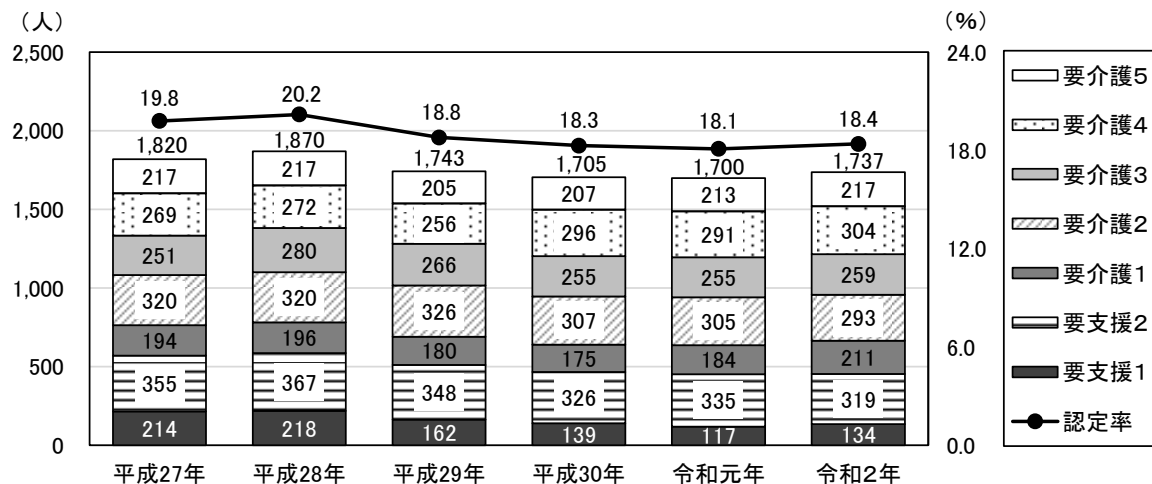
■ 65歳以上高齢者のいる世帯数の推移



資料: 国勢調査

要介護認定者数・認定率の推移をみると、認定者数・認定率ともに令和元年まで減少傾向でしたが、令和2年には増加しています。

■ 要介護認定者数・認定率の推移

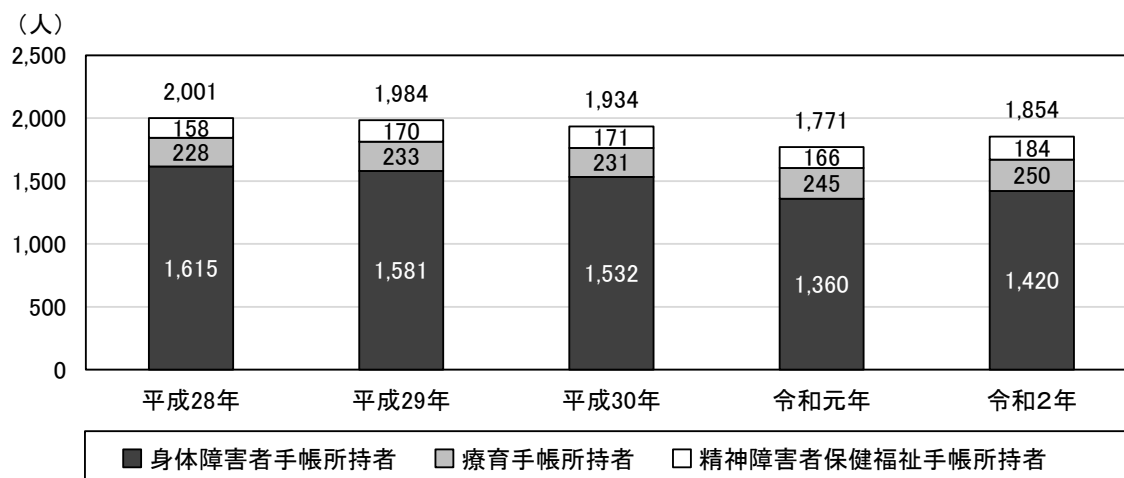


資料: 介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

② 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年までは減少傾向となっていました。令和2年に増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

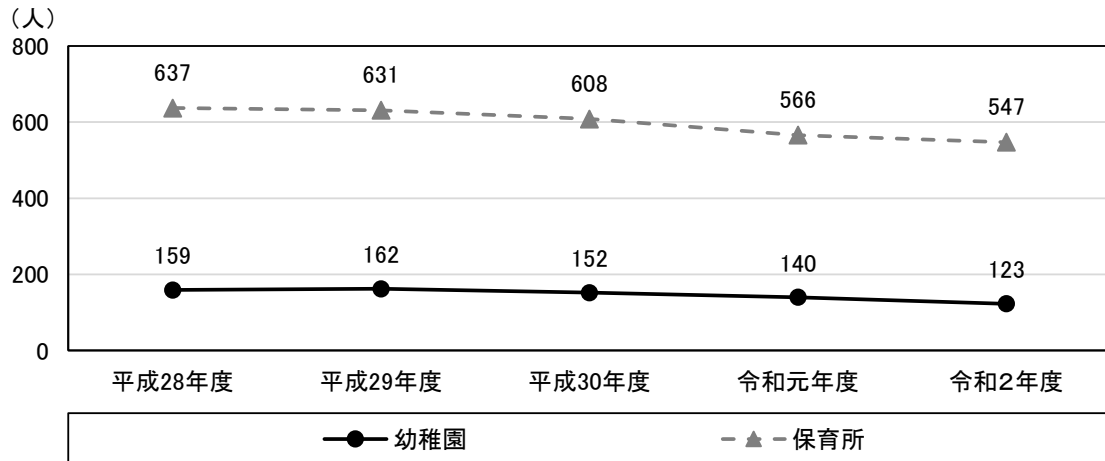


資料：第6期有田市障害福祉計画・第2期有田市障害児福祉計画（各年4月1日現在）

③ 子ども・子育ての状況

幼稚園・保育所に通う子ども数の推移をみると、平成 28 年度以降、減少傾向が続いています。

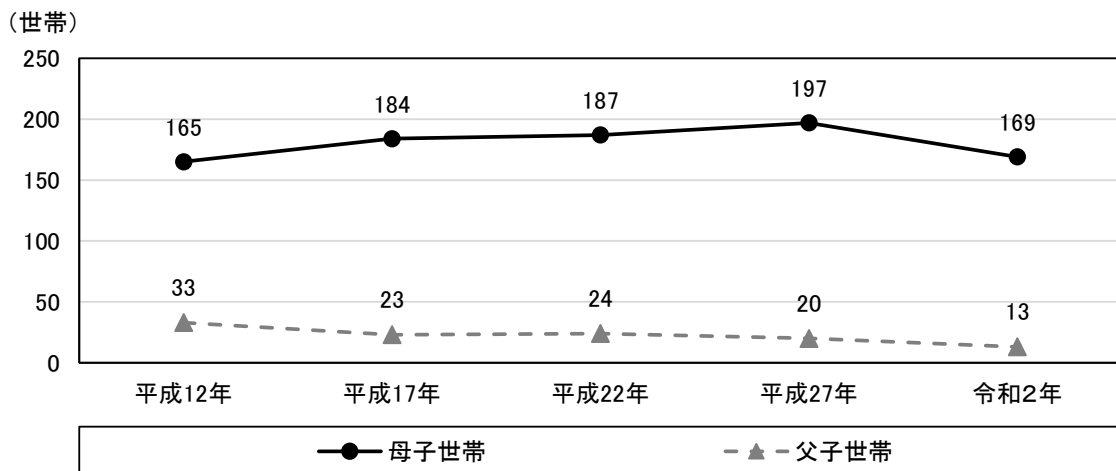
■幼稚園・保育所に通う子ども数の推移



資料: 幼稚園は学校基本調査(各年5月1日現在)、保育所は福祉課(各年3月末現在)

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成 27 年までは増加傾向にありましたが令和 2 年では減少しています。また、父子世帯は継続して減少傾向にあるため、ひとり親世帯数全体でも減少となっています。

■ひとり親世帯数の推移



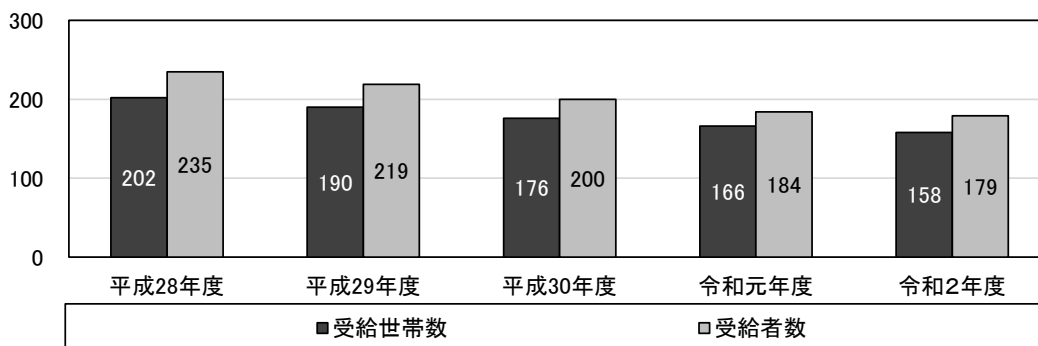
資料: 国勢調査

④ 生活困窮者の状況

生活保護受給世帯・受給者数および保護率の推移をみると、平成28年度以降、減少傾向となっています。保護率は、国・県よりも低い値で推移しています。

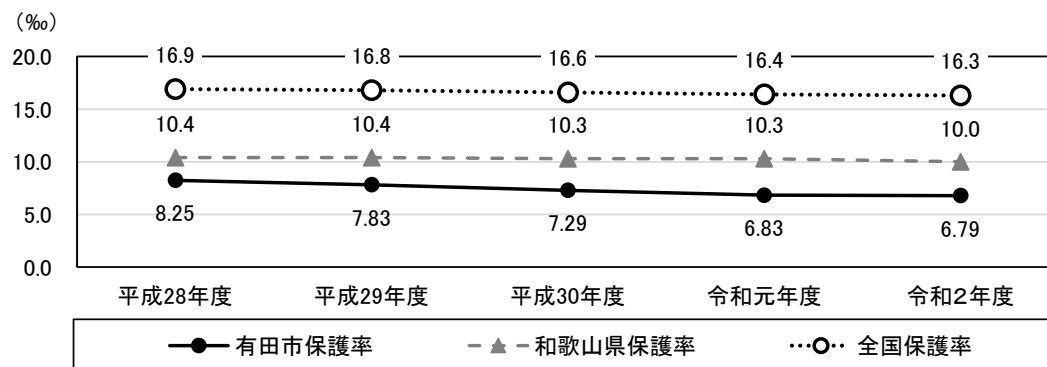
■生活保護受給世帯・受給者数

(世帯・人)



資料: 福祉課

■保護率(国・県比較)の推移

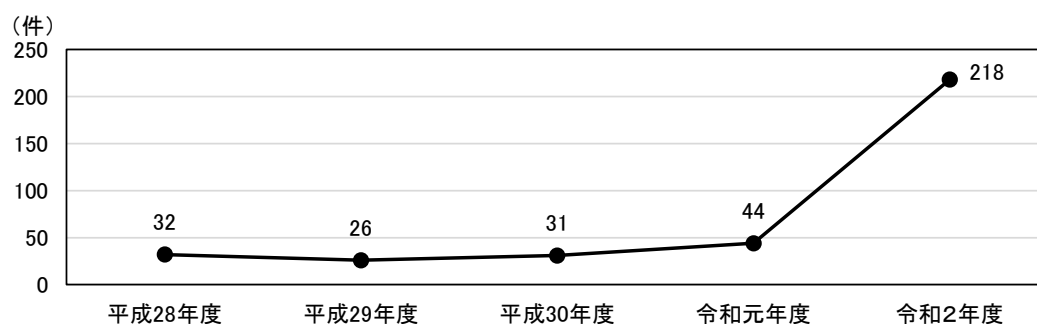


資料: 福祉課、国・県は被保護者調査

※保護率…生活保護受給者が人口千人あたり何人いるかを示す指標。単位は‰ (パーミル)。

生活困窮に関する新規相談受付数の推移をみると、平成29年度から令和元年度にかけて緩やかに増加し、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金特別貸付の相談で急激に増加しています。

■生活困窮に関する新規相談受付数の推移



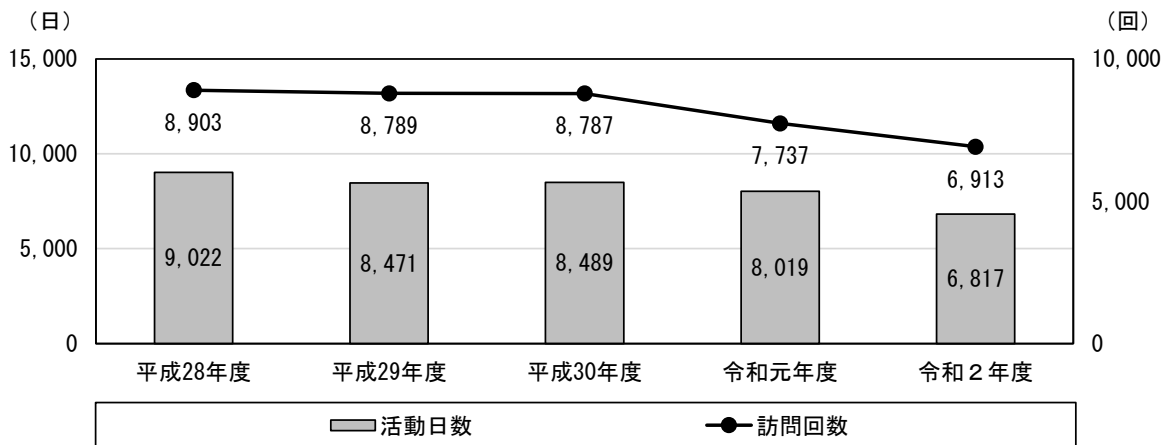
資料: 福祉相談室

(3) 地域福祉活動の状況

① 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の人数は令和2年で68人となっています。民生委員・児童委員の活動日数および訪問回数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動日数、訪問回数ともに減少傾向となっています。

■ 民生委員・児童委員の活動日数および訪問回数の推移

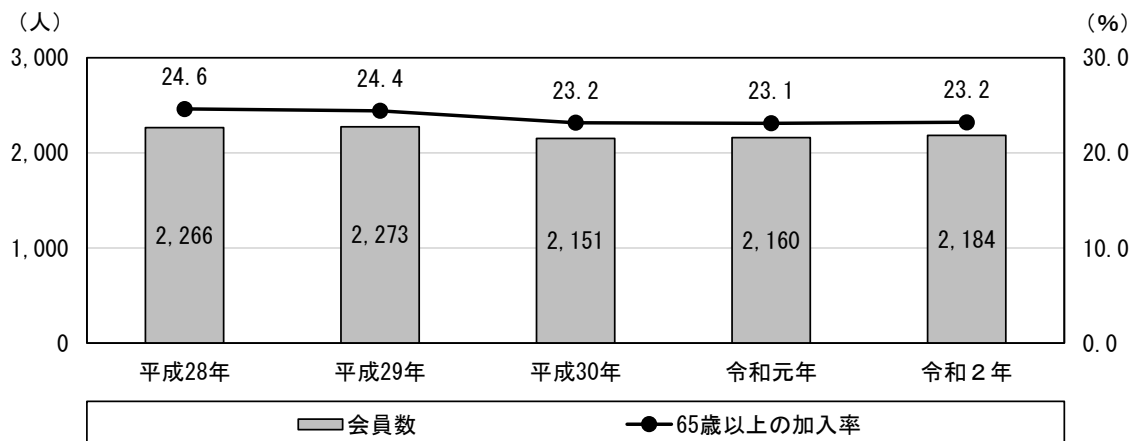


資料: 福祉課

② 老人クラブの状況

老人クラブ会員数および加入率の推移をみると、平成30年に減少し、その後はほぼ横ばいで推移し、令和2年の加入率は23.2%となっています。

■ 老人クラブ会員数および加入率の推移

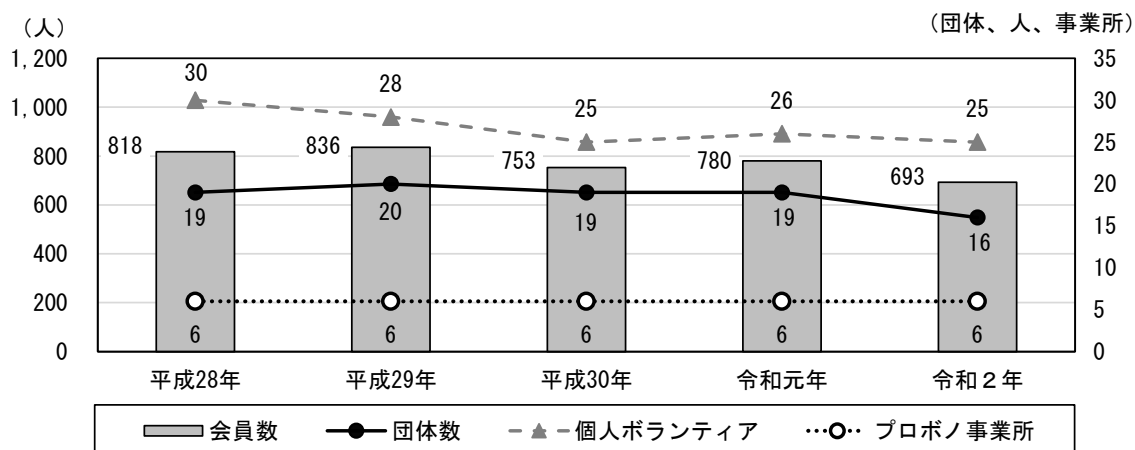


資料: 有田市老人クラブ連合会(各年4月1日現在)

③ ボランティアの状況

ボランティア会員数および団体数等の推移をみると、会員数、団体数は令和2年に減少しており、それぞれ693人、16団体となっています。個人ボランティアは、平成30年に減少し、近年はほぼ横ばいとなっています。プロボノ事業所は、令和2年で6事業所となっています。

■ボランティア会員数および団体数等の推移



資料：有田市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

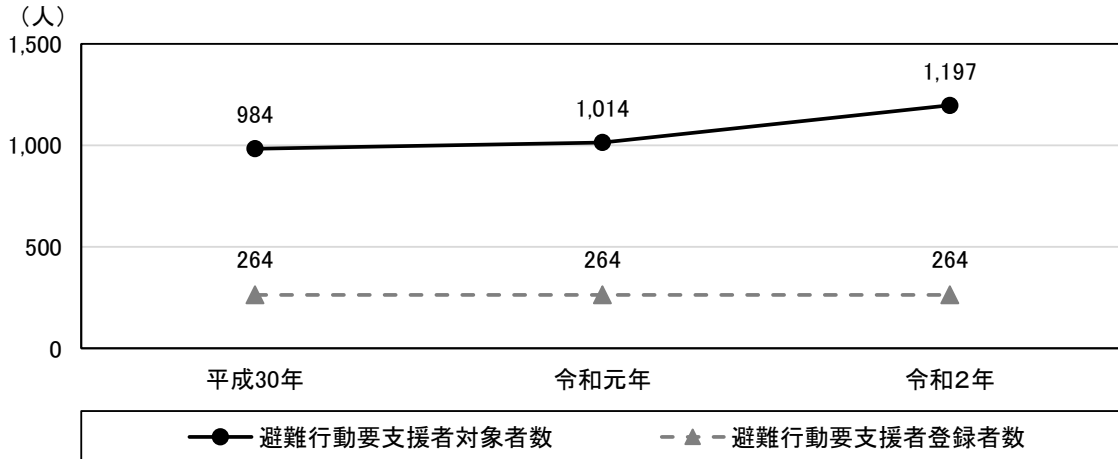
※プロボノ事業所…専門知識や技術を活かして社会貢献活動を行う介護事業所等。

(4) 防災の状況

① 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者対象者数および登録者数の推移をみると、対象者数は増加傾向ですが、登録者数は横ばいとなっています。

■ 避難行動要支援者対象者数および登録者数の推移

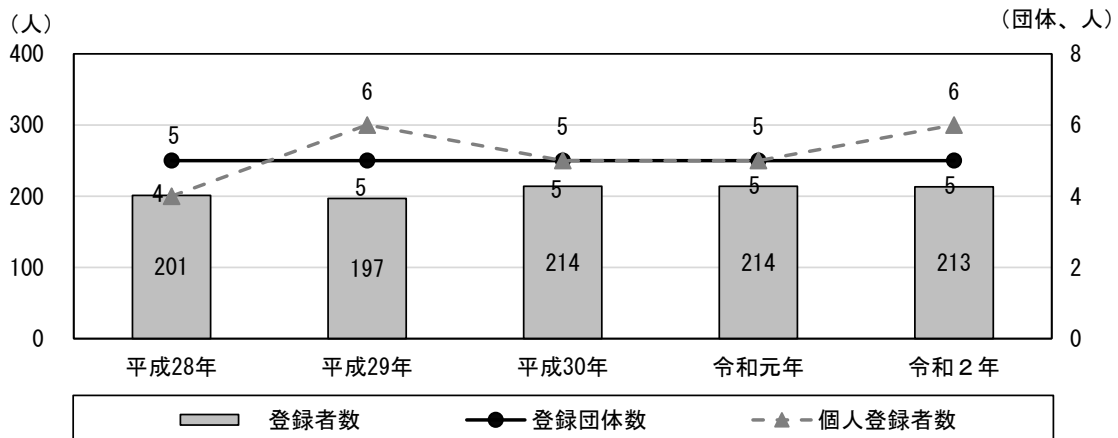


資料: 福祉課(各年10月1日現在)

② 災害ボランティアの状況

災害ボランティア登録者数および団体数の推移をみると、登録者数は平成30年に増加し、以降ほぼ横ばいとなっています。団体数は平成28年以降、5団体となっています。個人登録者数は5人前後で推移しています。

■ 災害ボランティア登録者数および団体数等の推移



資料: 有田市社会福祉協議会(各年4月1日現在)

第2節 市民アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査結果概要

① 福祉への関心

福祉の関心のある分野について、年代別でみると、『20歳代』では「地域福祉」、『30歳代』では「児童福祉」、その他の年代では「高齢者福祉」が最も高くなっています。

■福祉のどのような分野に関心があるか(○はいくつでも)

		児童福祉	高齢者福祉	障がい者福祉	地域福祉	その他の支援を要する人に対する福祉	不明・無回答
全体(N=677)		25.7	71.5	22.5	36.5	7.8	4.6
性別	男性(N=278)	25.9	74.1	26.3	34.2	5.4	2.2
	女性(N=395)	25.8	70.1	20.0	38.5	9.6	5.6
年代別	20歳代(N=47)	38.3	42.6	17.0	46.8	4.3	2.1
	30歳代(N=63)	63.5	47.6	17.5	39.7	6.3	4.8
	40歳代(N=76)	36.8	56.6	31.6	36.8	6.6	6.6
	50歳代(N=110)	25.5	72.7	25.5	43.6	11.8	3.6
	60歳代(N=152)	23.7	77.6	21.1	40.1	11.2	3.9
	70歳以上(N=226)	10.6	85.0	21.2	27.9	5.3	4.4

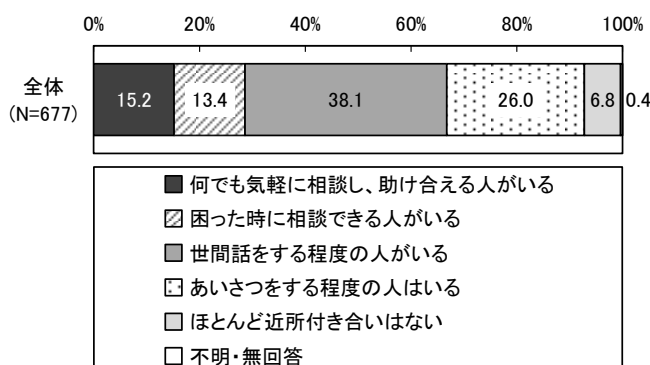
② 近所付き合いの現状と考え

現状の近所付き合いの程度についてみると、「世間話をする程度の人がいる」が38.1%と最も高くなっています。

近所付き合いに対する考え方についてみると、「何でも気軽に相談し、助け合える付き合いは必要である」「困った時に相談できる付き合いは必要である」が現状よりも高くなっています。

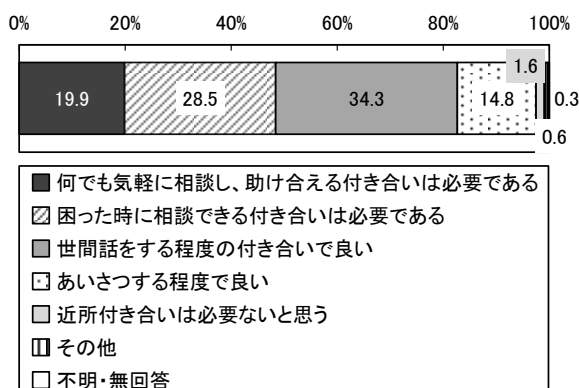
■近所付き合いの程度(ひとつに○)

《現状》



■近所付き合いに対する考え方(ひとつに○)

《考え方》

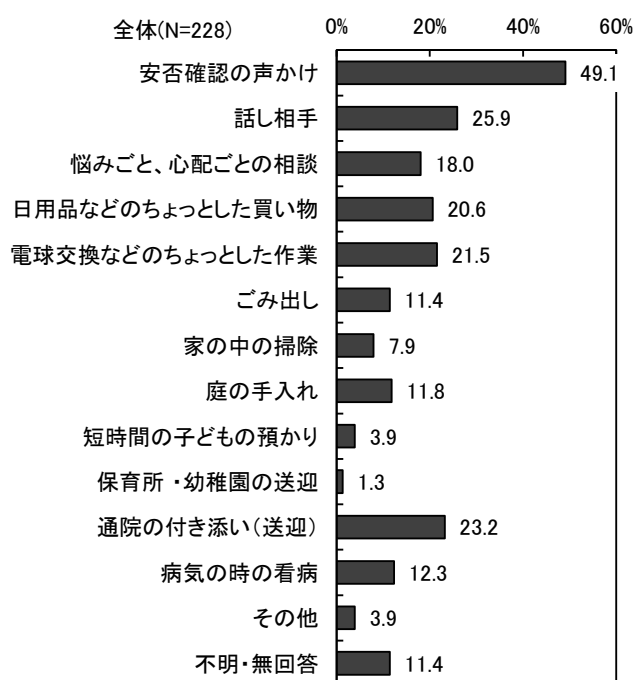


③ 地域での助け合いについて

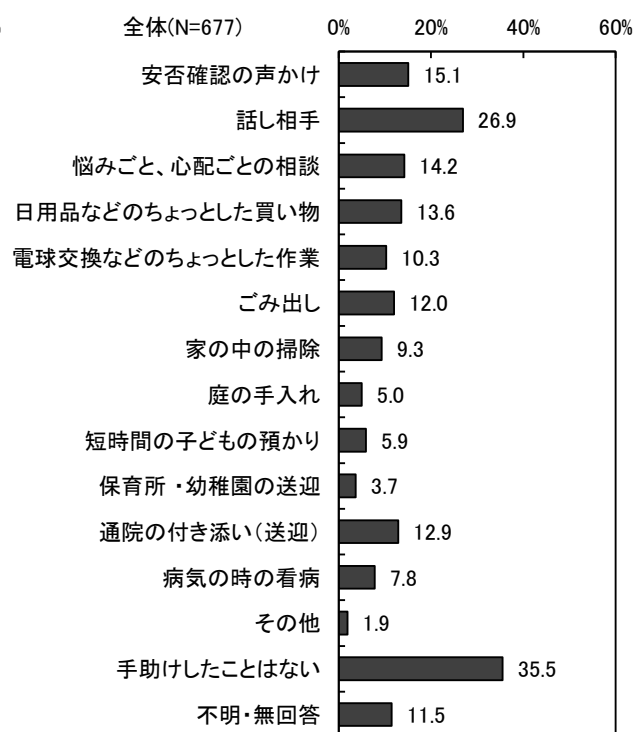
地域の人に手助けしてほしいことについてみると、「安否確認の声かけ」が49.1%と最も高く、次いで「話し相手」が25.9%、「通院の付き添い（送迎）」が23.2%となっています。

地域の人を手助けしたことについてみると、「手助けしたことはない」が35.5%と最も高く、次いで「話し相手」が26.9%、「安否確認の声かけ」が15.1%となっています。

■地域の人に手助けしてほしいこと(〇はいくつでも)



■地域の人を手助けしたこと(〇はいくつでも)



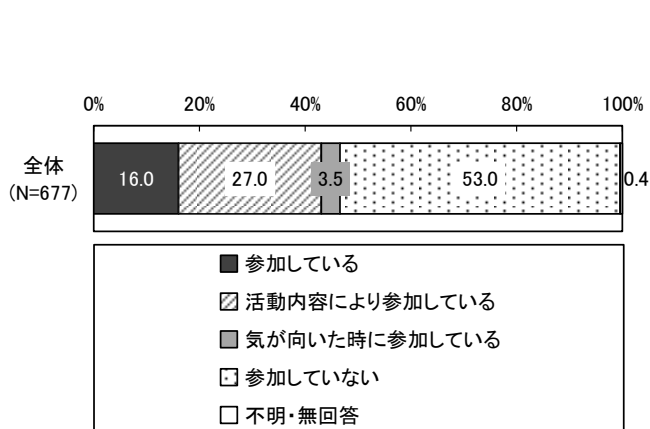
④ 地域活動やボランティア活動への参加

地域活動への参加状況についてみると、「参加していない」が53.0%と最も高く、次いで「活動内容により参加している」が27.0%、「参加している」が16.0%となっています。

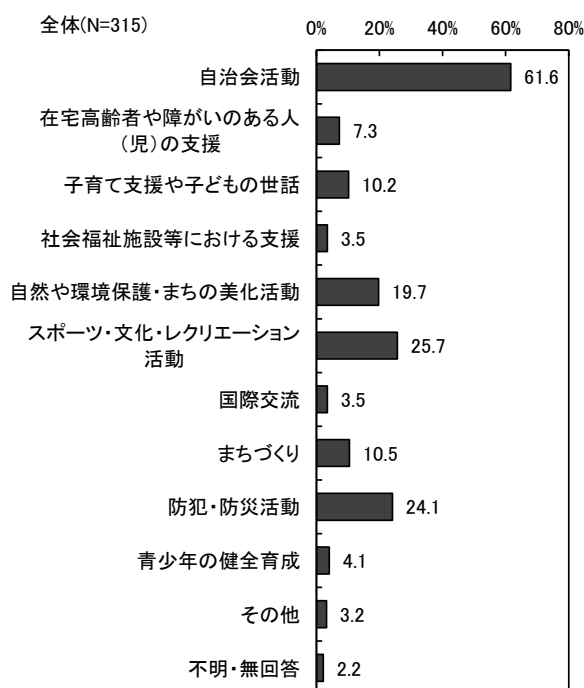
参加したい地域活動についてみると、「自治会活動」が61.6%と最も高く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション活動」が25.7%、「防犯・防災活動」が24.1%となっています。

ボランティア活動への興味や参加意向についてみると、「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」が29.8%と最も高く、次いで「ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない」が17.4%、「募金や寄付など、間接的に参加したい（または、している）」が15.7%となっています。

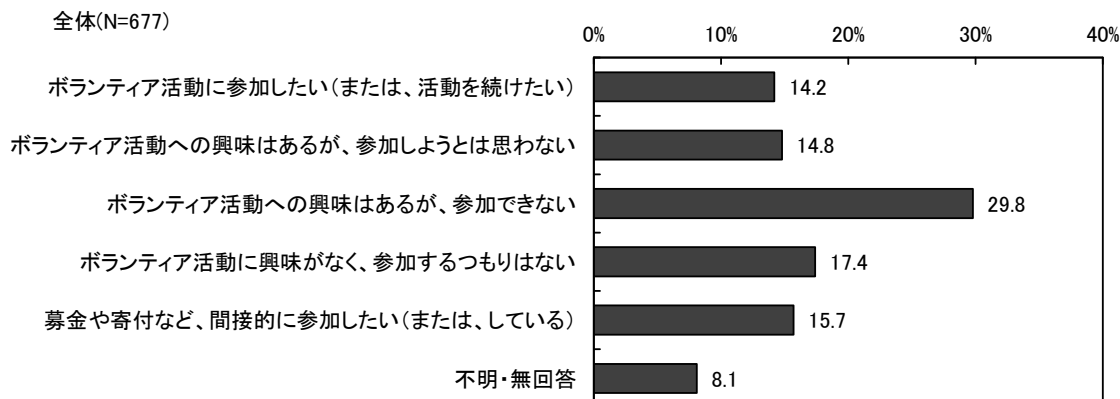
■地域活動への参加状況(ひとつに○)



■参加したい地域活動(3つまで○)



■ボランティア活動への興味や参加意向(ひとつに○)



⑤ 地域情報の入手について

地域の情報の入手方法についてみると、『男性』『女性』ともに、「広報ありだ」が最も高くなっています。

年代別でみると、『20 歳代』『30 歳代』で「インターネット・SNS」、50 歳以上で「自治会の回覧板」が他の年代と比べて高くなっています。

■地域の情報の入手方法(○はいくつでも)

(%)

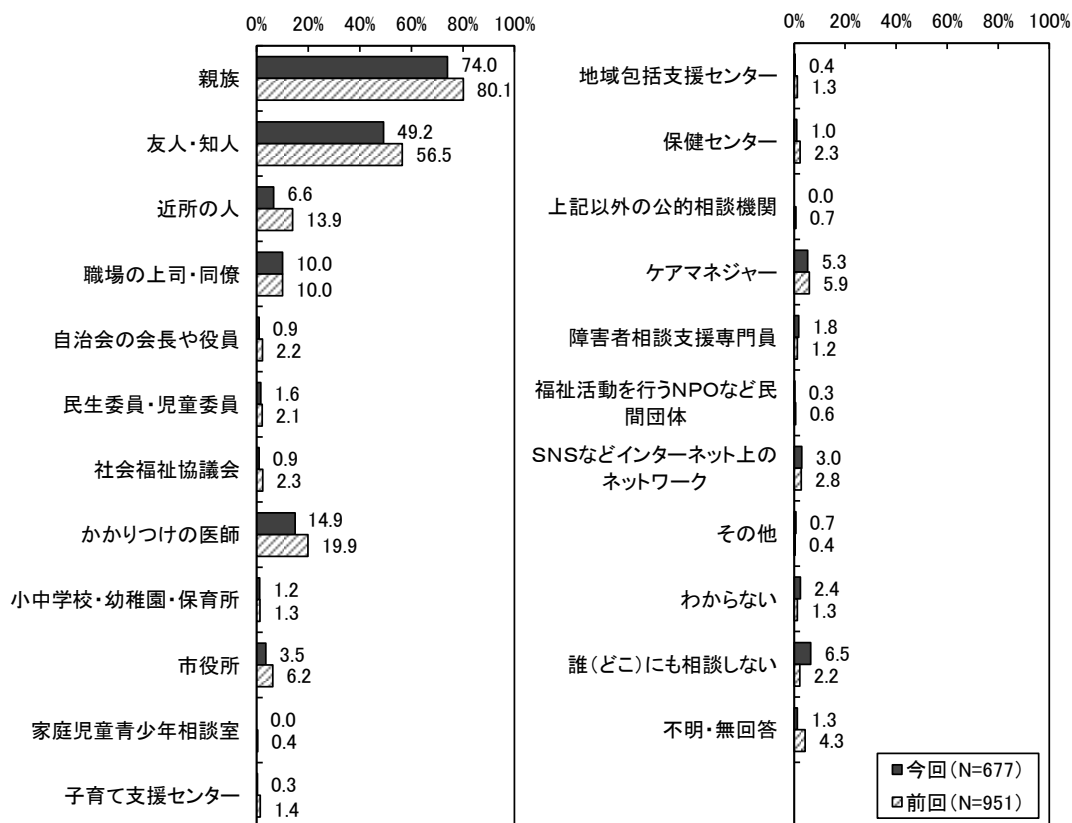
		広報ありだ	市議会だより	県民の友	市役所	公民館	自治会の回覧板	社協だより	インターネット・SNS
全体(N=677)		71.3	22.5	47.6	5.0	5.2	52.1	13.1	12.6
性別	男性(N=278)	66.2	24.1	43.2	6.1	3.2	50.4	10.8	14.0
	女性(N=395)	74.9	21.5	50.4	4.3	6.3	53.7	14.4	11.6
年代別	20歳代(N=47)	46.8	6.4	25.5	8.5	2.1	14.9	0.0	38.3
	30歳代(N=63)	76.2	27.0	47.6	4.8	3.2	23.8	7.9	33.3
	40歳代(N=76)	73.7	32.9	46.1	5.3	2.6	43.4	15.8	11.8
	50歳代(N=110)	71.8	26.4	57.3	1.8	1.8	62.7	13.6	14.5
	60歳代(N=152)	80.3	20.4	49.3	6.6	3.3	63.8	13.2	11.2
	70歳以上(N=226)	68.6	20.8	46.5	4.9	10.2	58.4	16.4	1.8

		新聞・テレビ	民生委員・児童委員	隣近所・知り合い	医療機関・薬局	スーパーマーケット等	福祉サービス事業所	その他	不明・無回答
全体(N=677)		25.7	1.3	32.1	2.5	3.7	0.9	1.5	5.2
性別	男性(N=278)	27.0	1.8	28.1	3.6	2.5	0.7	2.2	5.4
	女性(N=395)	24.6	1.0	34.9	1.8	4.6	1.0	1.0	5.1
年代別	20歳代(N=47)	17.0	0.0	19.1	2.1	8.5	0.0	2.1	8.5
	30歳代(N=63)	14.3	0.0	34.9	4.8	12.7	0.0	3.2	3.2
	40歳代(N=76)	14.5	0.0	22.4	3.9	2.6	2.6	2.6	3.9
	50歳代(N=110)	16.4	0.9	31.8	3.6	1.8	0.9	1.8	5.5
	60歳代(N=152)	30.3	2.0	31.6	0.7	3.3	1.3	2.0	2.0
	70歳以上(N=226)	35.8	2.2	37.6	2.2	1.8	0.4	0.0	7.1

⑥ 相談について

不安や悩みの相談先についてみると、平成28年の前回調査と比較して、「友人・知人」「近所の人」が7.3ポイント減少し、「誰（どこ）にも相談しない」が4.3ポイント増加しています。

■不安や悩みの相談先（○はいくつでも）

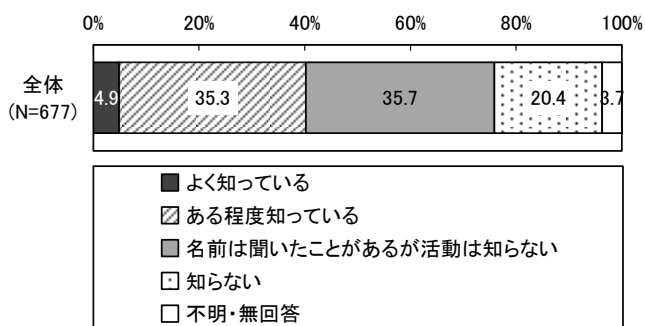


⑦ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の認知度

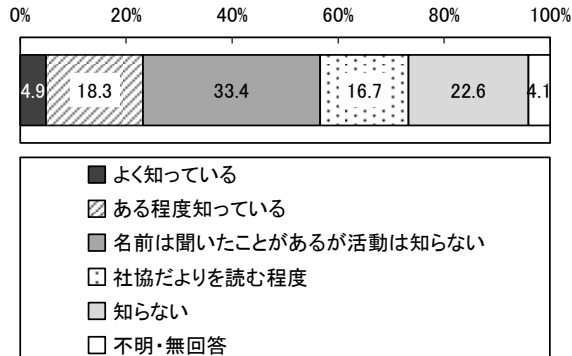
民生委員・児童委員の活動内容の認知度についてみると、「名前は聞いたことがあるが活動は知らない」が35.7%と最も高く、次いで「ある程度知っている」が35.3%、「知らない」が20.4%となっています。

社会福祉協議会の認知度についてみると、「名前は聞いたことがあるが活動は知らない」が33.4%と最も高く、次いで「知らない」が22.6%、「ある程度知っている」が18.3%となっています。

■民生委員・児童委員の認知度（ひとつに○）



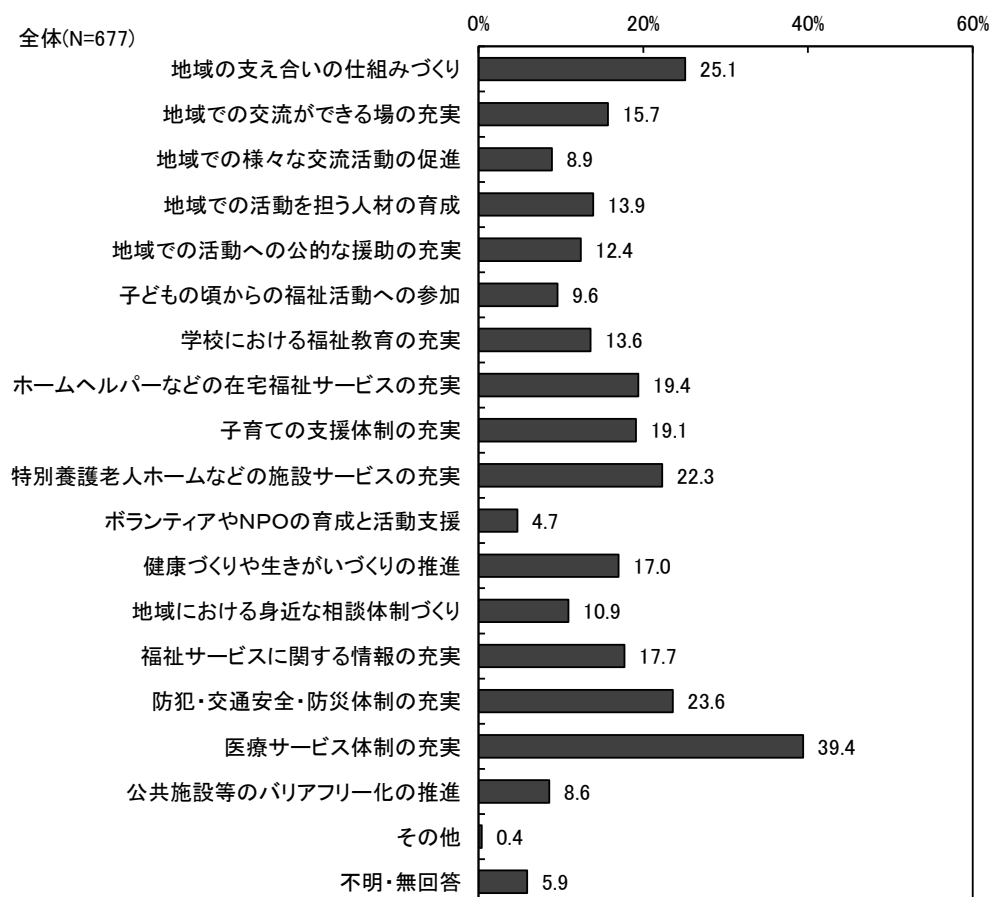
■社会福祉協議会の認知度（ひとつに○）



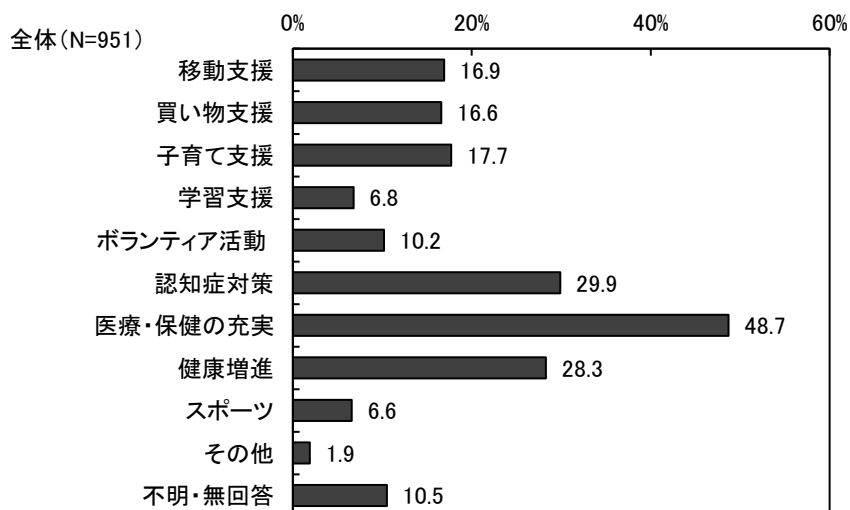
⑧ 地域福祉の推進について

有田市で取り組んでいくべき福祉施策についてみると、「医療サービス体制の充実」が39.4%と最も高く、次いで「地域の支え合いの仕組みづくり」が25.1%、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が23.6%となっています。

■有田市で取り組んでいくべき福祉施策(3つまで○)



■【参考:平成28年度調査】必要に感じること



前回調査でも「医療・保健の充実」が最も高くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き、医療の充実が求められていると考えられます。

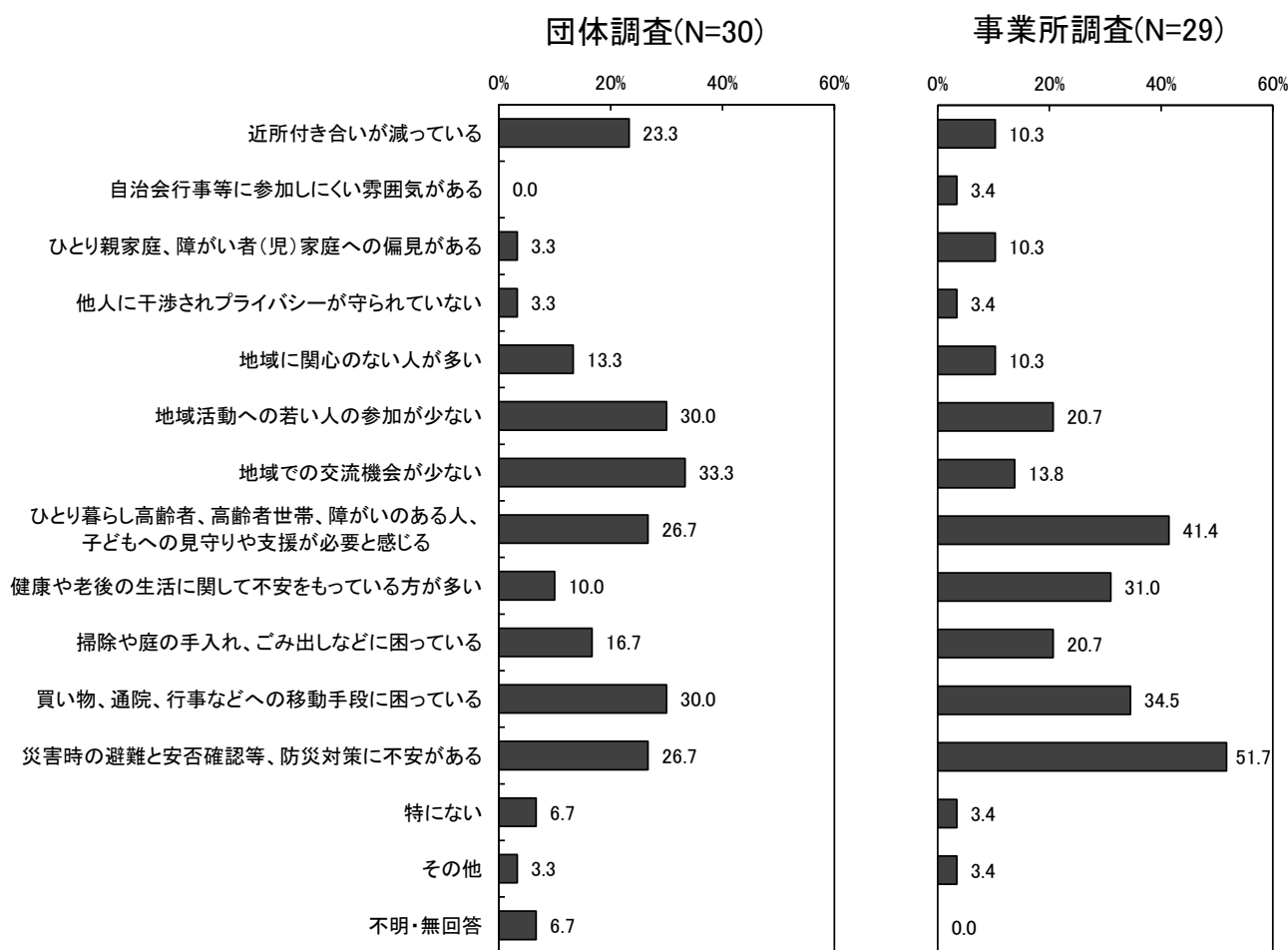
第3節 団体・事業所アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査結果概要

① 地域の課題について【団体・事業所】

普段の業務や活動の中で感じる地域の課題や地域の人から聞く日常の困りごとについてみると、団体調査では「地域での交流機会が少ない」が33.3%、事業所調査では「災害時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が51.7%と最も高くなっています。

■活動の中で感じる地域の課題や困りごと(3つまで○)



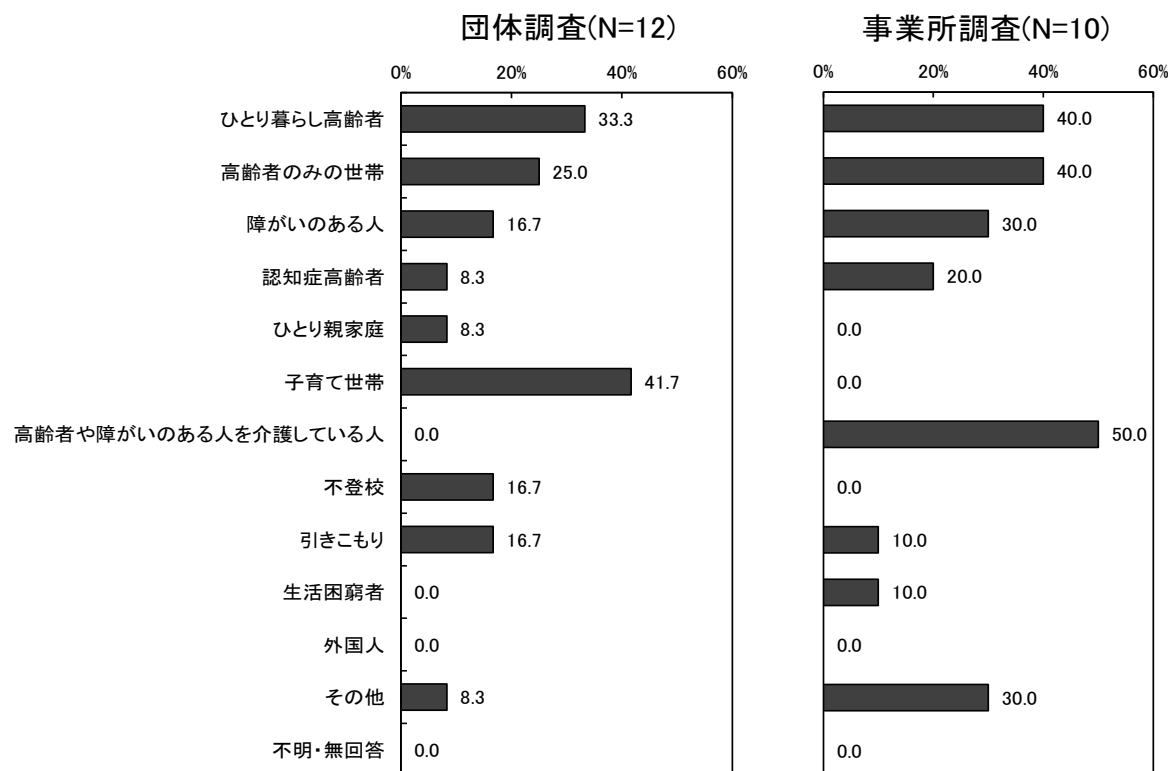
② 支援の必要な福祉分野について【団体・事業所】

既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方についてみると、団体調査では「子育て世帯」が41.7%、事業所調査では「高齢者や障がいのある人を介護している人」が50.0%と最も高くなっています。（それぞれ調査対象に子育て団体、介護事業所が多い）

また、支援対象ごとの事例と必要な支援について、ひとり暮らし高齢者への見守りや生活支援、障がいのある人や子育て世帯の居場所づくりなどが挙げられています。

■既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分だと思う方(○はいくつでも)

[既存の公的な福祉サービスでは対応が不十分な方が「いる」と回答した方の回答]



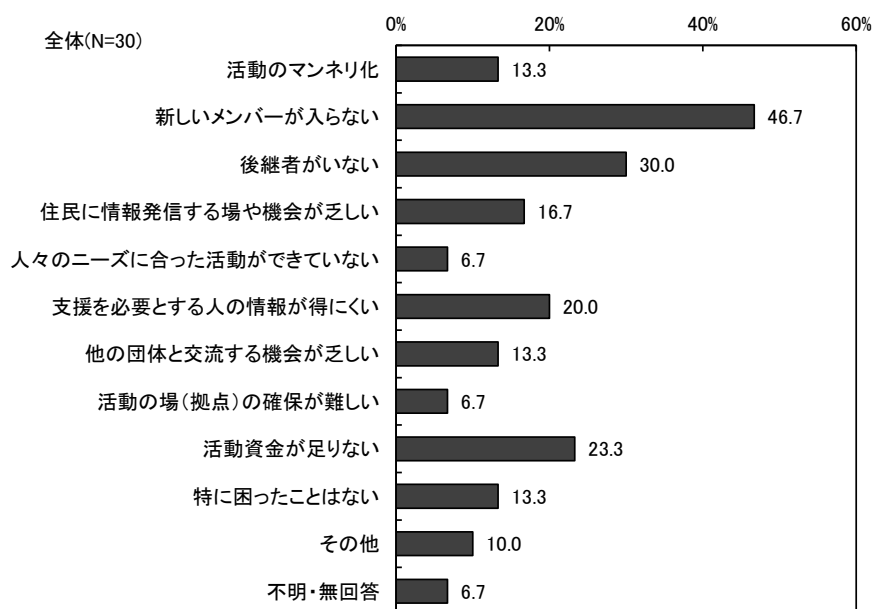
■支援対象ごとの事例(自由記述抜粋)

支援対象	事例の内容・課題	自分達ができること、必要なこと
ひとり暮らし高齢者	閉じこもりの高齢者への対応は介護サービスでは担えない	老人クラブで見守り訪問を実施しているが、記録票などがあれば、全市へと声かけしやすい
ひとり暮らし高齢者 高齢者のみの世帯	交通手段が整備されていないエリアの高齢者の買い物支援が必要	ボランティア等を活用した買い物支援
障がいのある人	障がい者の居場所が限定的で、一人ぼっちの人が多く	集まれる場所づくりを行う
子育て世帯	子育て中の親同士が、自由に語らえる場が必要	子どもを一時預かり、カフェなどの場を提供する
高齢者や障がいのある人を介護している人	ダブルケアや、家庭問題を抱え込んでいるケースがある	相談支援員等に遠慮せず相談できるようにする
ひきこもり	ひきこもりの問題を家族内で抱え込むケースがあり、福祉サービスにつながらない	本人や家族が困ったと感じた時に、相談できる支援体制が必要。支援者が定期的な訪問などを繰り返し、関係をつくっておくことが大事

③ 活動する中で、困っていることについて【団体】

活動する中で、困っていることについてみると、「新しいメンバーが入らない」が46.7%と最も高く、次いで「後継者がいない」が30.0%、「活動資金が足りない」が23.3%となっています。

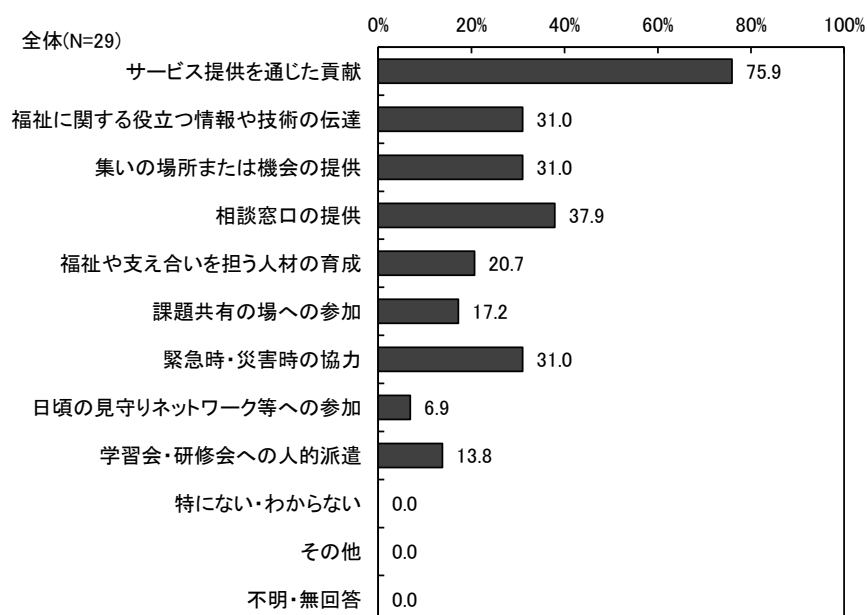
■団体が活動する中で、困っていること(3つまで○)



④ 地域に貢献したい・できることについて【事業所】

今後、地域に貢献したい・できることについてみると、「サービス提供を通じた貢献」が75.9%と最も高く、次いで「相談窓口の提供」が37.9%、「福祉に関する役立つ情報や技術の伝達」「集いの場所または機会の提供」「緊急時・災害時の協力」がそれぞれ31.0%となっています。

■今後、事業所として、地域に貢献したい・できること(3つまで○)



第4節 第2次計画の取組状況と今後の方向性

基本目標1 地域で互いに支え合うまちづくり

取組状況

- 行政パートナー・まちづくりパートナーの登録情報の周知を行うことで、幅広く活動できる機会の充実に努めています。
- 保護者、地域の方が学校運営に参加する学校運営協議会を市内全校で設置しています。
- 老人クラブによる高齢者の買い物支援や、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問が行われています。
- 公民館での自主事業および地域ふれあいルームの実施、社会体育施設、図書館等の有効活用、交流の場づくりを進めています。
- いきいき百歳体操の普及に力を入れ、平成29年以降15か所で新規開設しています。
- 子育て世代活動支援センターWaku Wakuを設置し、子育てに関する事業を一体的に実施できる体制を整備しており、児童館等でも子育て中の親同士の集いの場を提供しています。
- 学校や企業を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。

今後の方向性

- 包括的な支援体制により、複雑化・複合化する生活課題に対応することが重要であり、公的サービスだけでなく、民間による取組も必要です。
- 地域団体等、地域の担い手同士の連携による支え合いの地域づくりが必要です。
- 生活支援コーディネーターを中心として、高齢者を地域で支える仕組みづくりが必要です。
- 公共施設等を活用し、住民が気軽に利用できるサービスや交流の場を確保することが必要です。
- 認知症サポーター養成講座や家族介護教室等の開催により、認知症の人やその家族に対する地域の見守り力の向上を図ることが必要です。

基本目標2 市民一人ひとりが活躍するまちづくり

取組状況

- 地域コーディネーター養成講座をはじめとした講座や研修を開催し、様々な方法でのボランティア育成を図っています。
- 小中学校での福祉に関する体験学習、人権に関する学習機会として地区別学習会や動画配信等を行い、福祉教育の推進に努めています。
- ホームページや広報、チラシ等により成年後見制度についての周知・啓発を実施しており、相談件数は増加傾向となっています。
- 広報を通じて福祉相談室の紹介を行っています。
- 生活困窮者に対し、相談支援員や就労支援員による包括的な相談支援を行い、関係機関へつなげるよう努めています。
- 就労支援事業所等と連携を図り、就労支援および職場定着支援を行い、障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるよう支援しています。
- 要保護児童対策地域協議会が児童虐待の予防や早期発見、関係機関への対応調整を行っています。

今後の方向性

- 地域の担い手確保に向け、福祉・人権教育を推進することで、一人ひとりの福祉意識の向上を図ることが必要です。
- 適切な権利擁護支援に結びつくよう、成年後見制度等の周知・啓発に努めるとともに、事業所等と連携し、制度利用に関する相談や利用につながる支援が必要です。
- 包括的な相談支援体制の整備に向け、多機関での連携強化、職員や専門職に向けた研修の充実を図ることが必要です。
- 必要な情報を必要なタイミングで市民に届けるため、様々な方法による情報発信が必要です。
- 障がいのある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、就労支援や地域活動等への参加支援などが必要です。
- 子どもの貧困等、家庭や子どもの困りごとについて、福祉相談室等での把握に努め、関係機関と連携して対応することが必要です。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

取組状況

- 防災出前講座やホームページによる防災に関する知識の普及に取り組んでいます。
- 自主防災組織が行う防災訓練等に企画段階から参画し、円滑な実施を支援しています。
- 避難行動要支援者対象者リストを作成し、本人に同意を得ながら、名簿登録を進めています。
- 不審者情報等について、有田市メールにより発信しており、団体の集まりや広報等で登録の普及を図っています。

今後の方向性

- 各団体との連携を図り、防災知識の普及に努めるとともに、避難行動要支援者への支援等について周知することが必要です。
- 避難行動要支援者名簿の自主防災組織等との共有を図り、個別計画の作成を進めるなど災害時の避難体制の整備が必要です。
- 警察等と連携しながら、地域の防犯意識の向上に努めることが必要です。



第5節 有田市の課題まとめ

(1) 地域の助け合い、支え合いの仕組みづくり

少子高齢化による急速な人口減少、核家族化、共働き世帯の増加、若者の転出などにより、地域活動の担い手が不足し、アンケート調査からも、近所付き合いの減少や地域活動への参加の減少がみられ、支え合いや助け合いといった関係が弱まってきていることがうかがえます。

また、地域活動に関する情報が届いていないことや住民同士の集いの場が不足していることが挙げられており、地域行事や地域の助け合い、支え合いを促進していくために、地域活動への情報提供の工夫や気軽に集まれる場づくりが求められます。

今後の福祉において地域が担う役割等についての周知啓発を行うとともに、支援の必要な方が孤立しないよう地域の助け合い、支え合いの基盤づくりを進めることが重要です。

(2) 複雑化・複合化する課題、制度の狭間への対応

複雑化・複合化する課題や制度の狭間にあたる課題などに柔軟に対応するため、地域や行政をはじめ、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、地域全体で包括的に支援していくことが必要となっています。

本市では、高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、介護などについての不安や悩みを抱えながら、相談できず孤立感を感じている人がいます。

また、アンケート調査でも、相談について、誰にも相談しない割合が前回調査よりも増加しており、気軽に利用できる身近な相談体制が求められます。

地域で見守りが必要な方に対して、地域住民による日常的な見守りにあわせ、それぞれの課題に対し、関係機関が連携して対応できる体制を整備し、誰一人取り残さない支援体制を構築することが重要です。

(3) 安心して暮らせる支援の充実

全国的に地震や大雨等の災害が発生しており、日頃からの災害時への備えがより一層大切となっています。防災に対する住民の意識が高まっている一方、災害時の避難体制や防災対策について不安を抱えている方が多くなっています。

地域住民が災害時の情報をいち早く共有できる仕組みや、住民や行政、関係機関等の協働による防災体制を構築し、住民同士の日頃からの助け合い、支え合いの関係づくりを進めることが重要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域活動や福祉施設の利用、災害時の避難所等における感染症対策を進めることが必要となっています。

アンケート調査では、有田市で取り組んでいくべき福祉施策として、医療サービス体制の充実が最も多くなっており、住民のニーズや課題に対応し、安心して暮らすことのできる地域の実現に向けて取組を進めていくことも必要です。

また、今後利用が増加すると予想される成年後見制度について、認知度が低く、70歳以上の利用意向が低くなっていることから、制度についての周知啓発や利用促進に取り組む必要があります。



第3章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念

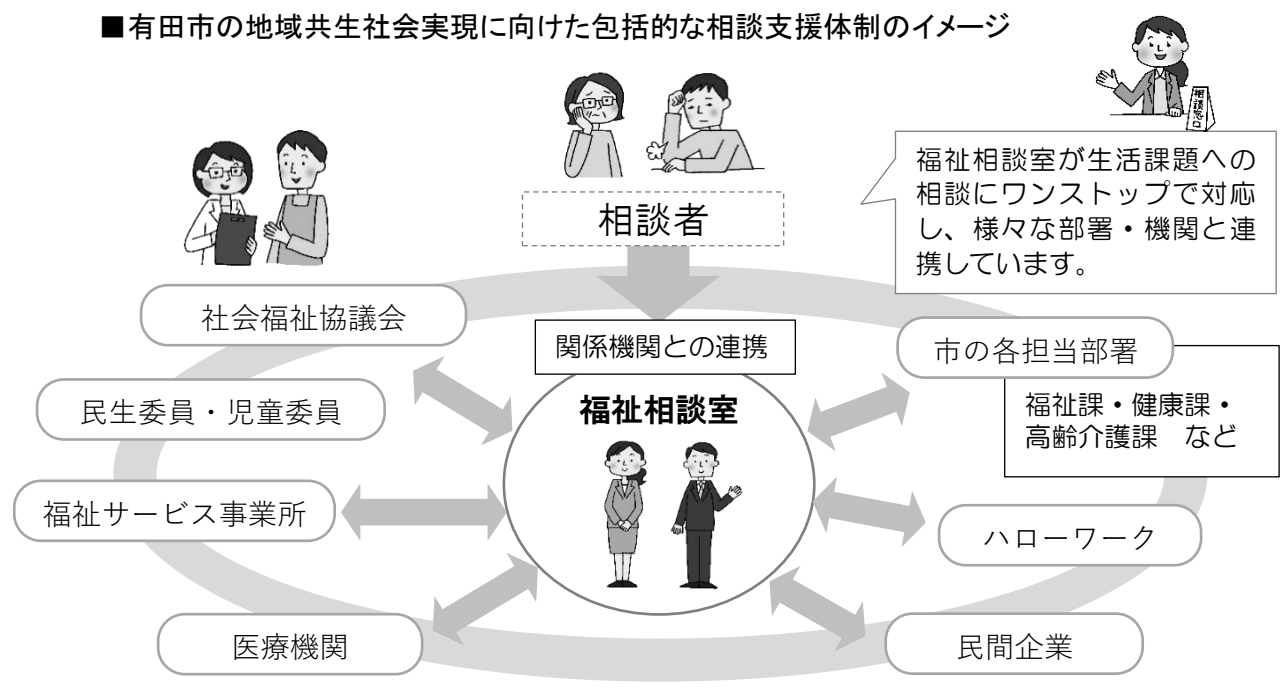
**誰もが安心して暮らせる
 「つながり」「支え合い」の
 笑顔輝くまち ありだ**
 ～みんなが参加 みんなで福祉 みんなの幸せを実現できるまち～

つながりや支え合いを通して、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、有田市に関わるみんなが参加し、みんなの幸せを実現できるまちを目指します。

第2節 有田市における地域共生社会

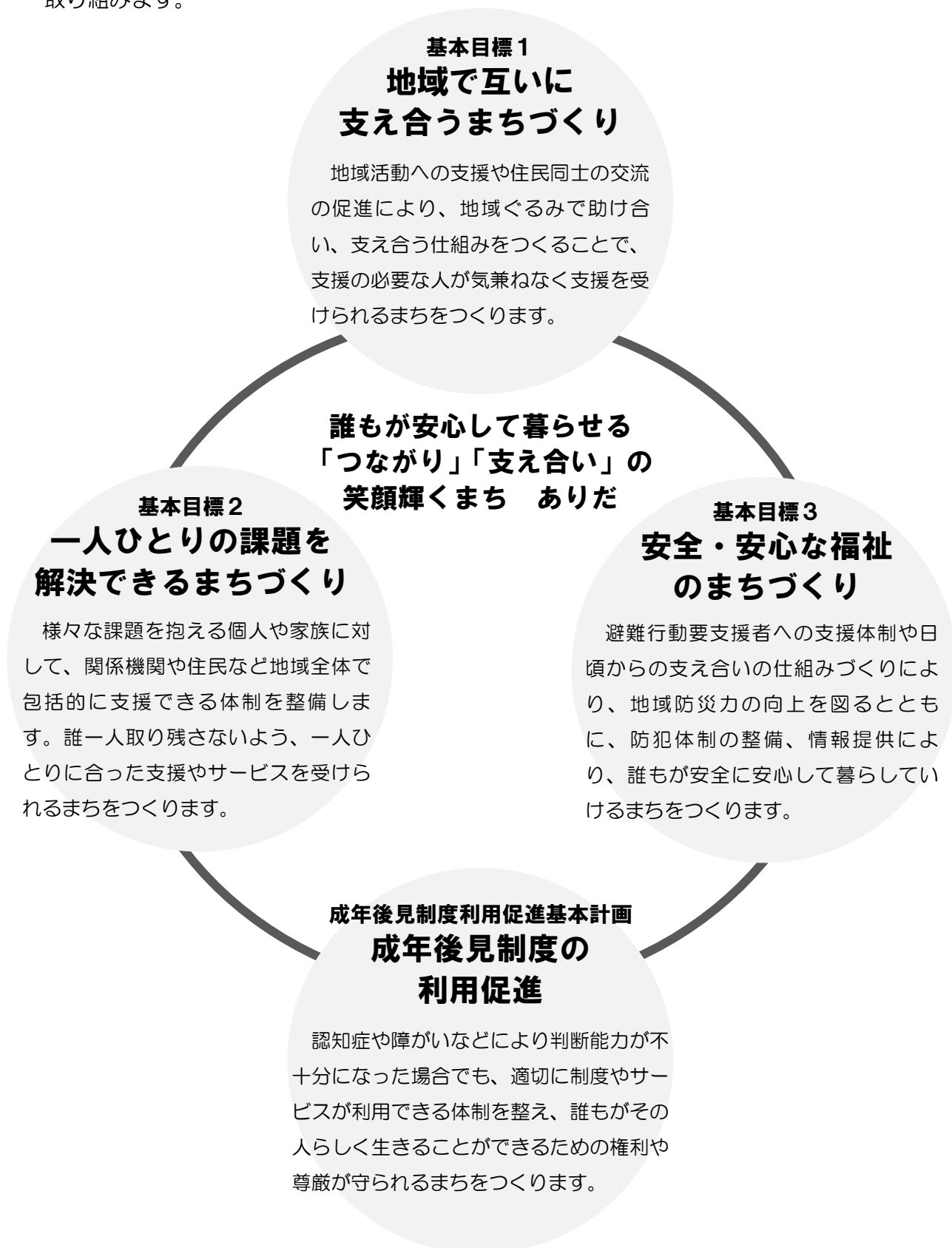
本市では、地域共生社会の実現を目指すにあたり、複雑化・複合化する地域の課題に対し、以下のイメージ図のような関係機関が密接に連携し、柔軟な対応を行う包括的な相談支援体制を構築し、解決を図ります。

■有田市の地域共生社会実現に向けた包括的な相談支援体制のイメージ



第3節 基本目標

有田市の地域福祉を取り巻く課題の解決と基本理念の実現に向けて、3つの基本目標に取り組みます。



第4節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進

(1) SDGsの推進

① SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標







② SDGsを踏まえた本計画における方向性

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化がみられます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度の狭間にある人に対する支援の強化を図ります。

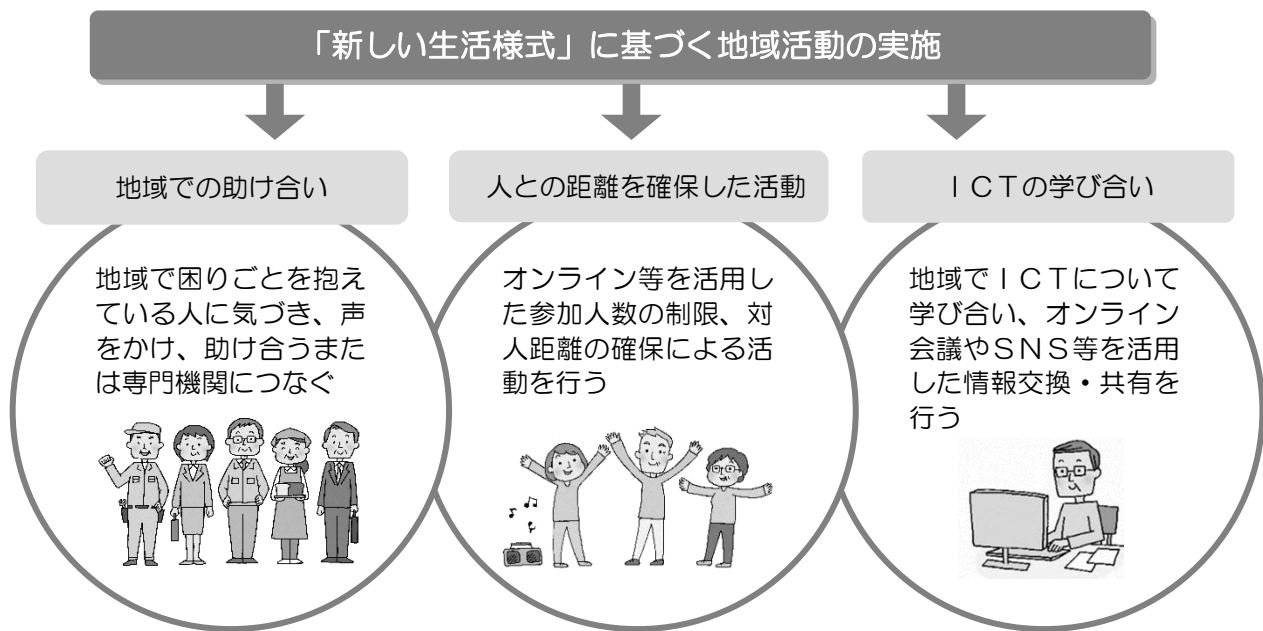
■特に本計画と深く関連する目標

<p>目標1：貧困をなくそう</p> <p> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を</p> <p> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>目標8：働きがいも経済成長も</p> <p> 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう</p> <p> 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>目標11：住み続けられるまちづくりを</p> <p> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>

(2) 「新しい生活様式」を踏まえた関係づくり

世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、複数人が集まって行う活動が制限され、人と接する機会が少なくなりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」が提唱され、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められており、今後は「新しい生活様式」に基づいた感染症対策や地域活動の実施が求められます。

■「新しい生活様式」に基づく地域活動の実施イメージ



第5節 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが安心して暮らせる「つながり」「支え合い」の笑顔輝くまちありだ</p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1</p> <p style="text-align: center;">地域で互いに 支え合う まちづくり</p>	<p>1 福祉・人権教育による意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉・人権教育の推進 ②寄付文化の醸成 <p>2 多様な交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・親同士の交流の充実 ②障がいのある人に関する交流の充実 ③あらゆる人の交流の推進 <p>3 地域活動・ボランティア活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域活動への参加促進 ②NPO・ボランティア活動の促進 ③活動拠点の確保 ④社会福祉法人の地域貢献 ⑤地域における人材の確保・育成
	<p style="text-align: center;">基本目標 2</p> <p style="text-align: center;">一人ひとりの 課題を解決できる まちづくり</p>	<p>1 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①断らない相談支援体制の構築 ②参加支援の充実 ③地域づくりの支援 <p>2 福祉サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がいのある人の自立支援 ②子育て支援の充実 ③高齢者のフレイル予防の推進 ④認知症予防・対策の推進 ⑤福祉サービスの質の向上 <p>3 多様な課題を抱える人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止、DV 防止対策の推進 ②自殺予防対策の推進 ③生活困窮者への支援 ④ひきこもり者の支援 ⑤制度の狭間にある人の支援
	<p style="text-align: center;">基本目標 3</p> <p style="text-align: center;">安全・安心な 福祉のまちづくり</p>	<p>1 防災・防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域における防災活動の推進 ②避難行動要支援者の支援 ③福祉施設等における安全対策 ④防犯対策の推進 <p>2 誰もが暮らしやすい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①誰もが安全に暮らせる環境づくり ②住宅確保要配慮者の住まいの確保支援 ③移動手段の確保 <p>3 情報提供・共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な媒体による情報提供 ②関係機関による情報共有
	<p style="text-align: center;">成年後見制度 の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度の周知啓発 ②成年後見制度の利用促進 ③地域連携の仕組みづくり

第1章
計画策定にあたって

第2章
有田市の現状と課題

第3章
計画の基本理念と目標

第4章
施策の展開

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
計画の推進

第4章 施策の展開

第1節 重点テーマ

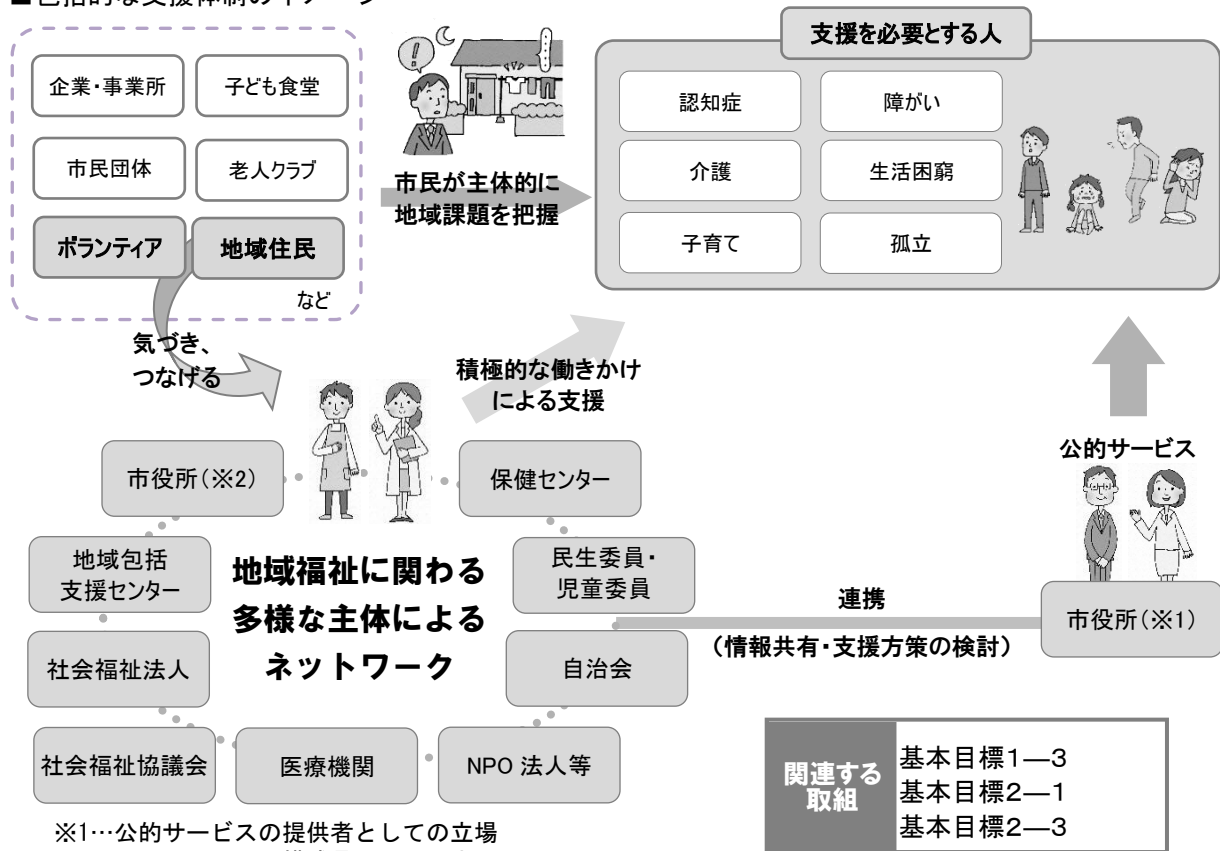
(1) 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制づくり

近年、高齢・障がい・子ども・生活困窮などに関する課題を複合的に抱える人や、制度の狭間にあり社会的孤立に陥っている人が増えており、こうした様々な市民を地域の中で包括的に支援する仕組みが求められています。

誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、地域、関係機関、団体、事業所等の連携を強化し、課題を複合的に抱える人や制度の狭間にある人に対し、迅速かつ適切な支援を行う必要があります。

また、複合的な支援を必要とする人は、自ら相談に行くことが難しい人や困難を抱えていること自体に気づいていない人などが多く、自発的な行動から支援につながりづらいことから、地域福祉に関わる多様な主体によるネットワークが積極的な働きかけによる支援を行うとともに、地域住民が身近な関係性から主体的に地域課題を把握していく体制の構築を目指します。

■包括的な支援体制のイメージ

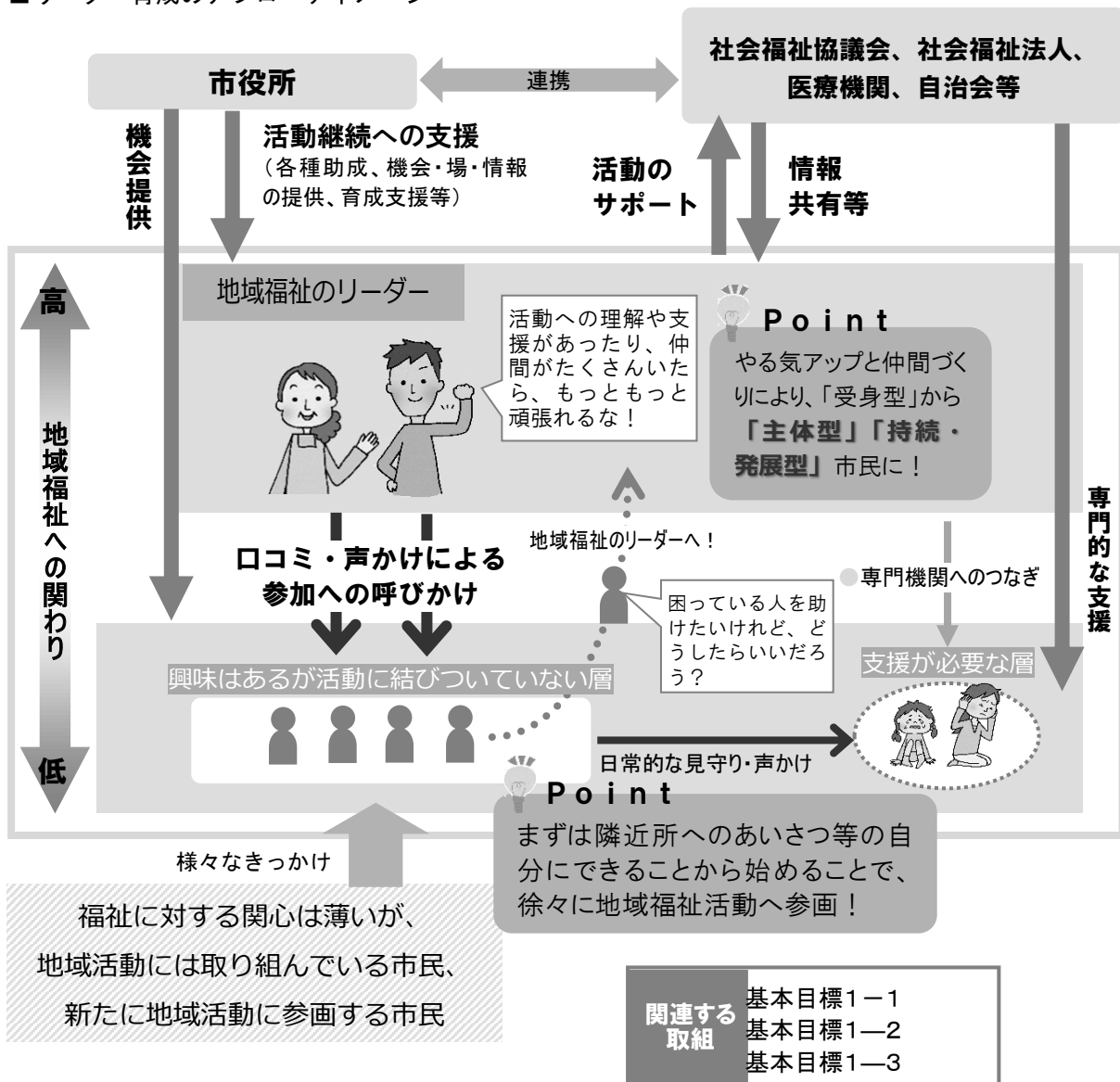


(2) 市民の地域福祉への参画促進とリーダーの育成

地域福祉を進めるためには、地域別に異なる人口動態や地域資源、地域福祉活動の状況を踏まえた取組が重要です。したがって、専門的な支援機関だけでなく、地域のことを最も理解している市民自身が、地域課題を自分事として捉え、地域福祉の担い手となる必要があります。

今後は、福祉分野以外の地域活動に取り組んでいる市民や新たに参画する市民が福祉に関心を持ち、地域福祉の“リーダー”として各地域で活躍いただけるよう、既存の地域活動の取組を活かした市民の地域福祉への参画促進を行うとともに、リーダーを育成することが重要です。

■リーダー育成のアプローチイメージ



第2節 基本目標別の取組

基本目標 1

地域で互いに支え合うまちづくり

《基本目標の成果を測る指標》

「地域活動への参加率」を高める (市民アンケート調査で地域活動に「参加している」 「活動内容により参加している」「気が向いた時に参加し ている」と回答した割合の合計)	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
	46.5%	60.0%

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース①

地域活動の参加者が固定化している

地域で行事を開催しても、参加するのはいつも同じ顔ぶればかり。なかなか新しい参加者が増えません。負担が集中してしまい、これまで参加してくれていた人も最近見かけなくなっていました。

特に若い世代では、近所付き合いをしない人も増えており、せっかく続けてきた地域の活動が途絶えてしまわないか心配です。



市民の声

祭りなどを通して、有田市に住む子どもたちがさらに有田市を好きになってくれることを願っている。また、共通の趣味を持つ人たちが集まることのできる場所を提供してほしい。

1 福祉・人権教育による意識醸成

地域福祉の推進に向け、担い手の確保・育成を図るためには、一人ひとりの福祉意識を高めることが必要です。そのため、地域・家庭・学校等の様々な場における市民に対する福祉・人権教育、啓発や寄付文化の醸成を図ります。

有田市の現状と課題

- 市民の福祉・人権に対する意識や関心を高めるため、人権啓発地区別学習会や研修等、学習機会の提供に努めるとともに、小中学校では授業や職場体験等を通じ、高齢者や福祉に関する理解を深めています。市民アンケートでは福祉教育のニーズについて、「みんなが交流・学習できる機会づくり」が最も高く、今後も地域、学校において福祉や人権について学び・体験することができる機会を確保していくことが必要です。
- 有田市社会福祉協議会を受付窓口として赤い羽根共同募金が行われており、集められた募金は小中学校への学校図書への寄贈、保育所・幼稚園での人形劇の上演、高齢者福祉活動、ボランティア活動の推進等に使用されています。今後はテーマ型募金やクラウドファンディングへの協力など、多様な形での寄付行為への参加を呼びかけるなど、寄付文化の啓発を図ることが必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 市民一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修等に積極的に参加したり、地域でのできごとに関心を持つよう心がけましょう。
- 地域課題の解決につながる募金やクラウドファンディングなどに対し、自分ができる範囲で寄付しましょう。
- 団体や企業は、福祉に関する勉強会の開催や研修参加を促しましょう。

行政の主な取組

①福祉・人権教育の推進

取組	内容
福祉教育の充実	小・中学校において地域住民との地域連携を積極的に推進するとともに、福祉教育や福祉体験の機会を充実します。
人権教育の推進	参加者の興味・関心がわく内容を把握し、動画配信等効果的な実施方法により、地区別学習会や人権啓発市民のつどいを開催することで、人権意識の高揚や、人権課題に即して正しい理解と認識を深めます。
隣保館における各種相談の推進	隣保館では、地域における様々な生活上の課題の解決に向けた各種相談事業等に取り組みます。
生涯を通じた福祉教育の推進	生涯学習の場などを活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。

②寄付文化の醸成

取組	内容
市民の寄付文化の啓発	企業や市民による寄付を促進するため、地域福祉団体の活動の情報提供や広報活動を周知するとともに、寄付の効果的な活用と用途の透明性確保も踏まえた寄付の仕組みづくりに取り組みます。

担当課

教育総務課、市民課、生涯学習課、福祉相談室

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
地区別学習会参加者数	0人(中止) ※令和元年度：459人	700人
	動画配信再生延べ回数 605回	動画配信再生延べ回数 5,000回
人権啓発市民のつどい参加者数	0人(中止) ※令和元年度：320人	700人

2 多様な交流の場づくり

地域での孤立の発生予防、孤立している人の早期発見・早期対応ができるよう、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、様々な場所・機会を活用した交流の場づくりに努めるとともに、有田市に暮らす誰もが違いや多様性を認め合い、互いに支え合うことができる地域づくりを進めます。

有田市の現状と課題

- 子育て中の家庭が地域において孤立したり、悩みを抱え込んだりすることがないように、親同士の交流、子育ての悩み相談の場として、「子育て世代活動支援センターWaku Waku」を開設しています。今後も身近な地域において子育て中の家庭が相談・交流できる場を確保することが必要です。
- 障害者美術展を開催し、障がいのある人の作品を通じて、交流や理解促進を図っています。一方で市民アンケートでは障がいのある人との交流機会がほとんどない人が半数以上となっており、身近な地域において市民と障がいのある人が交流できる場を確保することが必要です。また、障害者差別解消法により、障がいのある人への合理的配慮（障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること）が求められており、地域の中で理解を深めていくことが必要です。
- 市内8公民館での自主事業や地域ふれあいルームの実施などにより、多様な交流や居場所づくりにつなげていますが、団体アンケートでは地域での交流機会が少ないことが課題として挙げられており、年齢や障がいの有無、国籍などを問わず気軽に立ち寄れる場や機会を創出していくことが必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 地域の子どもをみんなで育むことができるよう、子育てや教育を支える取組に関わる機会を持ちましょう。
- 障がいのある人やその家族との交流の機会を持ちましょう。
- 団体や企業は、地域住民が参加できるイベントを開催するなど、交流の場や機会を創出しましょう。
- 一人ひとりが隣近所や地域の人と積極的にあいさつをしたり、地域の行事や地域活動に参加するなど、身近な交流を大切にしましょう。

行政の主な取組

①子ども・親同士の交流の充実

取組	内容
子育て世代の交流の機会づくり	子育て世代活動支援センターWaku Waku・児童館・子育てサークル等で、親同士が交流したり、悩みを相談できる場の充実に取り組みます。
学校運営協議会の活動促進	保護者、地域の人が学校運営に参加する学校運営協議会の活動により、地域と子どもの交流機会の充実に取り組みます。

②障がいのある人に関する交流の充実

取組	内容
障がいのある人の交流促進	身近な地域において、障がいのある人と地域住民が交流する機会や場を創出するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業所主体の交流事業を支援することで、障がいのある人の交流を促進します。
合理的配慮への理解促進	障がいや合理的配慮への理解を深めるための啓発を行い、困難なく交流できる環境づくりを推進します。

③あらゆる人の交流の推進

取組	内容
多様な交流の場や居場所づくり	年齢や障がいの有無、国籍に関わらず、身近な地域において気軽に立ち寄り、いつでも誰でも交流できる場を確保するなど多様な居場所づくりを行います。
世代間交流の促進	各種イベント・講座等において、世代間交流を生み出す機会の創出を行います。

担当課

福祉課、教育総務課、高齢介護課、福祉相談室、生涯学習課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
いきいき百歳体操の開催場所	15 か所	36 か所
世代間交流イベントの実施	172 回	220 回

3 地域活動・ボランティア活動の促進

自治会等の地域活動の活性化や、地域における見守り・支え合いの促進に努めるとともに、NPO・ボランティア団体等の活動促進と地域活動の拠点確保などにより誰もが支え合える地域づくりを進めます。また、さらなる地域福祉推進のため、社会福祉法人による地域貢献活動の促進、地域活動の担い手確保やリーダーの育成に取り組めます。

有田市の現状と課題

- 高齢化と人口減少により、地域活動の担い手が減少している中、市民アンケートでは地域活動への参加割合も低下していることがうかがえます。活動に参加しない理由として「どんな活動があるか知らない」が多くなっており、市民に向けた活動に関する情報提供・PR や、参加しやすい、してみたいと思える活動機会の創出が必要です。
- 行政パートナー・まちづくりサポーターについて、登録があっても活用する機会が限られており、政策・施策の様々な分野においてNPO 団体や事業者との協働の取組を拡充・拡大していく必要があります。また、団体アンケートでは活動する上で新しいメンバーが入らないことや後継者不足が課題となっており、活動の活性化に向け、市民の参加促進を図ることが必要です。
- 団体アンケートでは市や社会福祉協議会に期待することとして、「活動場所の提供」が求められており、公共施設などの幅広い活用を促進することが必要です。また、コロナ禍において、地域における様々な活動が困難であり、新しい生活様式に合わせた安心して活動できる環境づくりが必要です。
- 平成 28 年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。事業所アンケートでは地域に貢献したい・できることについて「サービス提供を通じた貢献」「相談窓口の提供」などの割合が高く、今後は地域課題に応じたさらなる公益的な取組が展開されるよう、情報共有や必要に応じた協働の取組が必要です。
- 地域コーディネーター養成講座や各種活動に関する研修会を実施していますが、地域活動におけるリーダー的な人材のなり手が不足しており、主体的に地域福祉を推進するための人材育成が必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、情報収集や参加・参画をしましょう。
- 地域において支援を必要とする人などに対し、日頃から見守りを心がけましょう。
- 社会福祉協議会はボランティアの人材を育成しましょう。
- 団体は、興味・関心を持ってもらえる活動テーマの検討など、新たな活動者を確保・育成する取組を推進しましょう。
- 企業等は、地域活動やボランティア活動への参加、支援を行いましょ。
- 身近な地域における公共施設等を地域活動の場として活用しましょう。
- 団体や企業は、福祉の担い手のひとつとして、地域活動や支え合い・助け合いの活動などの公益的な取組に参加・参画するなどしましょう。
- 趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に参加することで福祉の担い手としての経験やスキルをみがきましょう。

行政の主な取組

①地域活動への参加促進

取組	内容
地域活動活性化のための情報提供	市民が様々な地域活動に参加するきっかけづくりのため、地域のことや活動に関する情報提供、広報活動の充実に取り組みます。
地域における見守りの充実	子どもやひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある人など、地域における見守りの充実を促進します。
住民参加による地域支え合い体制の充実	生活支援コーディネーターを中心に、地域における社会資源の開発や支援者のネットワークの構築を図り、支え合いの地域づくりを推進します。

②NPO・ボランティア活動の促進

取組	内容
NPO・ボランティア団体の活動支援	広報ありだやホームページ・SNS等を通じ、地域の課題解決に取り組むNPO・ボランティア団体等への情報提供などの支援により、活動のさらなる活性化を促進します。
行政パートナー・まちづくりサポーターの活動促進	行政パートナー・まちづくりサポーターへの登録を推進するとともに、活動の機会を充実します。
多様な主体の連携による見守り・支え合いの促進	自治会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなど、地域活動に取り組む多様な主体との連携を強化し、見守り・支え合い活動を活発化します。

③活動拠点の確保

取組	内容
活動の拠点確保	公民館などの公共施設を有効に活用した地域活動の拠点の確保に取り組めます。
安心して活動できる環境づくり	公共施設において、適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民や団体等が安全に活動に取り組むことができる環境を整備します。

④社会福祉法人の地域貢献

取組	内容
社会福祉法人の地域貢献の促進	複雑化・複合化した地域課題を解決するため、社会福祉法人による地域における公益的な取組（日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対する、無料または低額による福祉サービスの提供）が展開されるよう、優良事例の紹介や情報共有に取り組めます。

⑤地域における人材の確保・育成

取組	内容
地域における福祉の担い手づくり	地域の課題に気づき、実践することができる人材や、専門的な知識や技術を持ち、ボランティアや NPO 等で活躍できる人材の育成、高齢者、障がいのある人、育児経験者などが地域福祉活動の担い手となる取組を推進します。
生活支援コーディネーターの活動促進	生活支援コーディネーターの活動により、地域福祉活動に参加できる人や高齢者の生活支援の担い手の養成・発掘を行います。
民生委員・児童委員活動の支援	地域での身近な相談や見守り、関係機関へのつなぎ役として、民生委員・児童委員の活動推進や連携を図り、活動内容の周知に取り組みます。

担当課

秘書広報課、福祉課、福祉相談室、生涯学習課、教育総務課、高齢介護課、経営企画課、防災安全課、市民課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
行政パートナー活動件数	2件	8件
まちづくりサポーター活動件数	9件	13件

〈コラム〉 あなたのまちの民生委員・児童委員

- ◆こんな困りごとはありませんか？
- ・高齢になり、ひとり暮らしで心細い
 - ・子育てのことで身近な相談相手がほしい
 - ・福祉サービスの内容や利用方法がわからない
 - ・地域に気にかかる家庭がある



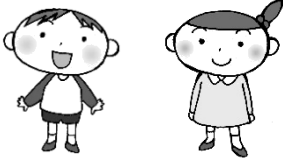

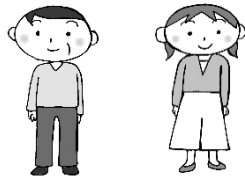
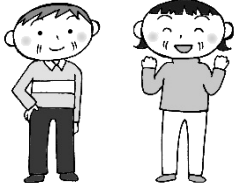
民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

活動内容は、生活上の様々な相談に応じるほか、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認の実施、支援を必要とする人と行政等関係機関とのパイプ役を担っています。

〈コラム〉 ライフステージにおける基本的な地域・福祉との関わり

地域福祉活動は、あいさつや声かけ、ちょっとした気配りなどから始まります。

下の表を見ながら、「みんなで支え合う地域づくり」に向けて、できることから始めてみませんか。

ライフステージ	活動内容	組織等
幼児期（保護者等） 	<ul style="list-style-type: none"> • あいさつの仕方を教えましょう • 地域の人と交流しましょう • 地域のイベントに参加しましょう • 家のお手伝いをしたり、困っている人を助けたら、褒めましょう 	保育所 幼稚園 等
学生期 	<ul style="list-style-type: none"> • 友達と仲良くしましょう • いじめや差別はやめましょう • 道徳教育・福祉教育で学んだことを実践しましょう • 自分でもできるボランティアがあったら参加しましょう 	学校教育 ボランティア体験 福祉体験 施設訪問 等
青年期・壮年期 	<ul style="list-style-type: none"> • 隣近所で協力し合って助け合いましょう • 自治会に加入しましょう • 地域の一員として、地域活動に参加しましょう • 自分でもできるボランティアがあったら参加しましょう 	自治会活動 PTA活動 等
高齢期 	<ul style="list-style-type: none"> • 隣近所で協力し合って助け合いましょう • 地域活動に参加しましょう • ボランティア活動に参加しましょう • サロン活動や趣味活動に参加しましょう • 地域の伝統や文化を次世代に伝承しましょう 	自治会活動 地域のサークル活動 等

基本目標 2

一人ひとりの課題を解決できるまちづくり

《基本目標の成果を測る指標》

全世代に対応した包括支援センターの設置	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
	0 か所	1 か所

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース②

ご近所の“気になる”家庭をどうするか

隣の家族は自分の子どもと同じ年齢で高校生のはずですが、あまり見かけることがありません。

近所でも「あそこのうちの子どもはひきこもりではないか。」という噂が出ています。

何かしてあげられることはないか、と思いつつも、近所付き合いもなく、家庭のことなので介入しづらく感じています。このまま放っておいても、役所や専門機関が助けてくれるんじゃないか、という気持ちもあり、具体的な行動は起こせずにいます。



市民の声

道端で立ち話をしている人の姿を見なくなり、近所の子どもたちの名前や学年も知らないのが非常に寂しい。もう少し地域で集まる機会があれば、気心も知れ助け合いができると思う。

1 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないように、複雑化・複合化する課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、参加支援、地域づくり支援に取り組みます。

有田市の現状と課題

- 人と人との交流機会が減少する中で、ひきこもり、虐待、DV、不登校、いじめ、ごみ屋敷など孤独・孤立に起因する様々な社会問題への対応が求められています。市民アンケートでは30歳代と50歳代で日常生活の中で孤立感を感じている割合が高くなっており、相談先の確保や地域とのつながりの創出が必要です。
- 令和2年から福祉相談室を設置し、生活課題への相談に対しワンストップで対応しています。一方で、市民アンケートでは相談相手について「近所の人」などが減少し、誰にも相談しない割合が増加しており、公的な相談窓口だけでなく、身近な人との関わりを持つことも必要です。
- 8050問題（高齢の親が中高年の子どもの生活を支える）、ダブルケア（子育てと介護）やヤングケアラー（家族の介護などをしている若年者）など、制度の狭間にある人への支援が課題となっており、社会とのつながりを回復するための参加支援が必要です。
- 市民アンケートでは近所付き合いが「ほとんどない」割合が6.8%となっており、誰もが参加・交流することができる地域づくりが必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談するようにしましょう。
- 地域の人と顔の見える関係性を築き、いざという時に支え合えるようにしましょう。
- 団体・企業等では、市民や従業員等の相談を受け、適切な支援につなげるように心がけましょう。

行政の主な取組

①断らない相談支援体制の構築

取組	内容
相談支援体制の充実	市民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に応じるとともに、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援など、断らない相談支援体制を構築します。
相談に関わる職員の資質向上	研修の機会を充実することで、相談に関わる職員の資質の向上を図り、複雑化・複合化している相談に適切に対応できる体制を整備します。

②参加支援の充実

取組	内容
多様な参加の促進	高齢・障がい・子ども・生活困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人に寄り添って、社会とのつながりを回復するための支援を行います。

③地域づくりの支援

取組	内容
地域における孤立の防止・誰もが交流・活躍できる地域づくり	サロン活動や子ども食堂など、多分野における居場所、交流の拠点づくりに努め、住民同士のケア・支え合う関係性を構築するとともに、地域における孤立の発生・深刻化の防止に取り組みます。また、世代間の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行います。

担当課

福祉相談室、高齢介護課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
いきいき百歳体操の開催場所	15か所	36か所
地域交流拠点の整備	2か所	5か所

※地域交流拠点…地域の人々が集い、交流を図ることで、地域コミュニティを醸成し、また、主体的に地域課題に取り組み、支援機関へつなぐことで解決に結びつけるなどの拠点。

〈コラム〉福祉に関する困りごと相談 ～福祉相談室～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいかわからない福祉に関する様々な困りごとを相談できる窓口として「福祉総合相談窓口」を開設しています。

相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。自分のこと、近所のことなどお困りのことがありましたら、一度ご相談ください。



2 福祉サービス等の充実

関係機関等との連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭に対し、切れ目のない支援を行うとともに、福祉サービスを提供する事業者に対する支援や情報共有を通じ、サービスの質の向上を促進します。

有田市の現状と課題

- 障害者手帳所持者数が増加傾向となっています。障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるよう、事業所と連携しながら障害福祉サービスの提供や就労に向けた支援をしており、今後も障がいのある人の地域における自立支援が必要です。
- 子育て家庭への継続的支援や子ども・子育て支援事業の展開により、今後も家族構成や働き方・暮らし方に合わせた子育て支援ニーズへの対応が必要です。
- 高齢者が増加する中、介護を必要とする人の増加を防ぐため、地域における健康づくりや介護予防の取組、高齢者の社会参加機会の拡充など、フレイル予防への対策、また、認知症サポーター養成講座や家族介護教室、認知症カフェへの支援等、認知症への理解促進を図っており、今後も認知症の早期発見・早期対応が必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 認知症や障がいのある人への理解、福祉サービスについて正しい認識を持ちましょう。
- 公的な福祉サービスを補う支援の担い手として参画しましょう。
- 介護予防や認知症予防に取り組みましょう。
- 団体、企業等は、それぞれの人の状態やニーズに合った支援を行いましょう。
- 企業は障がい者の法定雇用率を遵守しましょう。

行政の主な取組

①障がいのある人の自立支援

取組	内容
適切なサービス利用の促進	障がいのある人やその家族等のあらゆる困りごとに寄り添い、支援できるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の適切な利用を促進します。
障がいのある人の就労支援	企業の障害者雇用への理解促進に向けた周知・啓発により、障がいのある人の雇用の推進に取り組むとともに、障がいのある人が安心して就労できるように、就労後の定着支援までの一貫した支援を実施します。

②子育て支援の充実

取組	内容
子育てに関する相談支援体制の充実	関係機関等との連携を強化し、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等における相談支援体制を充実します。
子育て支援サービス等の充実	延長保育や一時預かり、病児保育など、多様な子育てのニーズに対応した各種子育て支援サービスを実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業やスマイルチケット事業など、地域の企業や人々との協働による子育て支援や、地域ふれあいルームや児童館など子どもが安心できる居場所を創出します。
子育てに関する経済的負担の軽減	出産祝い補助金や医療費助成や幼児教育・保育の無償化等、子育て世帯の経済的負担軽減の支援を行います。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行います。

③高齢者のフレイル予防の推進

取組	内容
高齢者の健康づくり・介護予防によるフレイルの予防	フレイル予防につなげるため、自主サークル「いきいき百歳体操」の普及や介護予防運動教室などを通える場所を実施するとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施によるさらなる予防効果の向上に取り組めます。

④認知症予防・対策の推進

取組	内容
認知症予防および早期発見・早期対応の充実	認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等、認知症に対する市民の理解を深めるとともに、認知症予防や早期発見による重度化防止に向けた支援を行います。

⑤福祉サービスの質の向上

取組	内容
事業所に対する支援・指導	利用者が適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所に対し、従事者の研修参加の促進や定期的な実地指導などを行い、サービスの質を向上します。
福祉サービス利用に関する相談支援体制の充実	福祉に関する相談窓口において、福祉サービスを必要とする市民に対する相談支援体制を充実します。
分野横断的なサービスの展開	高齢、障がい、子ども等に対し、切れ目のない福祉サービスを提供し、利用者の利便性を向上します。

担当課

福祉課、産業振興課、福祉相談室、健康課、生涯学習課、高齢介護課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
65歳以上高齢者の要介護認定率	19.8%	19.6%
認知症サポーター数	2,277人	4,350人

3 多様な課題を抱える人への支援

虐待や DV、自殺対策、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもりなど、これまでの支援制度では対応が難しい問題や制度の狭間にある 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなどに対し、公的な支援や関係機関との連携、地域のつながりにより、状況を把握し、早期対応に取り組みます。

有田市の現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響により、虐待や DV などの被害の増加が懸念されています。また、全国的に子どもや女性の自殺者も増加傾向にあり、周囲の人が異変に早期に気づき、適切な支援につなぐことが必要です。
- 有田市においても令和2年度に生活困窮に関する相談が増加している中、市民アンケートでは生活困窮者に必要な支援として「仕事の紹介」や「就労に必要な訓練」などが求められており、経済的な自立に向けた支援が必要となっています。
- ひきこもりや 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複数の課題を抱えた家庭を適切な支援につなぐため、相談窓口やサービスの周知、支援機関による連携体制の強化が必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 身の回りの人の生活課題に気づいたら、行政や社会福祉協議会などの相談窓口
に相談しましょう。
- 虐待や DV などを発見したら、警察に通報しましょう。
- 悩みを抱えている人の話を聞いてあげましょう。
- 団体・企業等は、従業員等のメンタルヘルス対策に心がけましょう。
- 団体・企業等は、介護休暇等、制度の適切な運用に努めましょう。

行政の主な取組

①虐待防止、DV防止対策の推進

取組	内容
虐待やDV防止に向けた周知・啓発	様々な機会を活用し、虐待やDVの防止のための啓発に努めるとともに、市民の通報義務について周知・啓発を行います。
専門的な支援につなげる体制の構築	各種相談窓口や民生委員・児童委員や教育機関、支援機関、警察等の関係機関との連携を強化し、専門的な支援につなげる体制を構築します。

②自殺予防対策の推進

取組	内容
自殺予防に向けた相談・支援体制の充実	自殺予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図るとともに、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成を推進します。
自殺につながるおそれがある課題解決の支援	介護や生活困窮、労働環境、心の健康など、自殺につながる悩みを抱え込まないよう、関係機関との連携により、適切な支援につなげます。

③生活困窮者への支援

取組	内容
生活困窮者の早期把握	生活困窮者の早期把握のため、関係機関との連携体制の充実を図るとともに、生活困窮者の自立促進のため、相談支援員・就労支援員による包括的な支援を推進します。
生活困窮者の住まいや仕事の支援	離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

④ひきこもり者の支援

取組	内容
ひきこもり当事者への支援	ひきこもりなど社会的に孤立した状態にある人が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせ、個別面談や訪問相談、民間の支援団体との連携など、専門相談や居場所への支援を行います。
ひきこもり者の家族への支援	ひきこもりに悩む家族からの相談への対応や、情報提供などの支援を行います。

⑤制度の狭間にある人の支援

取組	内容
複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応	各種会議や関係機関等との連携を強化し、情報を幅広く収集し、複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組みます。
孤独・孤立対策の充実	教育機関等との連携による子どもの貧困やヤングケアラーの実態把握とともに、各種相談窓口や各種調査などを通じ、あらゆる世代の孤独・孤立の実態を把握し、適切な支援につなげます。

担当課

高齢介護課、福祉課、福祉相談室、市民課、健康課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
ゲートキーパー養成数	178人	500人

基本目標3

安全・安心な福祉のまちづくり

《基本目標の成果を測る指標》

タイムライン策定地区数	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
	0 地区	8 地区

解決したい！地域のこんな困りごと

ケース③

災害時にどう行動すればよいか

台風や集中豪雨など、毎年のように日本各地で災害が起こっており、川の近くに住んでいるので不安に思っています。もし、川が氾濫したり土砂崩れが起こった時、どこに、どのように避難したらよいか、近所に住んでいるひとり暮らしの高齢者や障がいのある方は誰が助けるのか気がかりです。



市民の声

個人での避難には限界があり、施設やひとり暮らしの高齢者の避難方法や市民はどういった手段で逃げるのかを作成しホームページに記載してほしい。

※タイムライン…災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

1 防災・防犯対策の推進

災害時への備えとして、日頃からの地域における防災活動や避難行動要支援者の支援、福祉施設等における安全対策や地域の防犯対策の推進により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

有田市の現状と課題

- 全国的に大規模自然災害が頻発しており、南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中、災害ボランティア登録者数および団体数は、ほぼ横ばいとなっています。地域の防災力を高めるためには、市民への防災意識の啓発や防災体制の充実が必要です。
- 避難行動要支援者について、高齢化により対象者数が増加している中、登録者数は横ばいとなっています。今後も災害時に備え、避難行動要支援者に対する支援、制度の周知・啓発が必要です。
- 福祉サービス等の利用時に災害や火事による被害にあうことがないように、福祉施設等の安全対策の促進を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染症対策の強化も求められています。
- 市民アンケートでは安心して暮らしていくために必要な福祉施策として、「防犯・交通安全・防災体制の充実」の割合が高くなっており、警察等と協力しながら、市民参加による交通安全・防犯活動を推進することが必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 食料や生活物資の備蓄、家族との連絡・集合場所など平時から災害対策を行いましょ。
- 隣近所に住んでいる高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児などの避難行動要支援者の状況を把握しましょ。
- 福祉施設等は、防災や感染症対策に向けた安全対策を行いましょ。
- 地域での犯罪を防ぐため、あいさつや見守り、声かけを行いましょ。
- 団体・企業等は、備蓄や避難場所の提供など、災害時には地域の支え合いに協力しましょ。
- 社協は、災害時の速やかな被災者支援を行うため、災害ボランティアセンターを設置しましょ。

行政の主な取組

①地域における防災活動の推進

取組	内容
防災に関する情報発信の充実	市民に正確で迅速な情報提供をするため、防災行政無線放送や有田市メール、LINE、防災アプリ、ホームページによる情報発信を推進します。
危機管理意識向上の促進	広報ありだや防災出前講座などを通じて、防災などに関する知識の普及に努め、市民や地域の危機管理意識を向上します。
地域との連携・協働による防災訓練の実施	防災関係機関や自主防災組織、企業等、地域の多様な主体との連携・協働による防災訓練を実施します。
地域における防災体制の充実	地震・津波・洪水のハザードマップの周知・活用に努め、必要な避難場所や避難路等の整備、津波避難ビルの指定を進めます。

②避難行動要支援者の支援

取組	内容
避難行動要支援者に関する啓発	高齢者・障がいのある人・傷病者・妊産婦・乳幼児など災害時の避難行動に支援が必要な人たちを災害から守るため、避難や支援に必要な知識の普及に取り組みます。
名簿登録や個別計画作成の促進	避難行動要支援者について、連絡先、支援者、安否確認の方法等の整備、把握に努め、名簿への登録や個別計画の作成を促進するとともに、定期的な更新を行います。
災害時の避難体制の整備	避難行動要支援者の避難について、自主防災組織等と連携し、災害時の避難体制の整備や訓練を実施します。

③福祉施設等における安全対策

取組	内容
福祉施設の安全対策充実の促進	福祉施設等に対して、スプリンクラーの設置や耐震化、感染症対策、食料や物資の備蓄、避難計画の作成など災害時に備えた安全対策、サービス利用者も参加する避難訓練の実施を促進します。

第1章
計画策定にあたって

第2章
有田市の現状と課題

第3章
計画の基本理念と目標

第4章
施策の展開

第5章
成年後見制度利用の促進

第6章
計画の推進

④防犯対策の推進

取組	内容
市民参加による防犯活動の促進	防犯関係団体や市職員による青色防犯パトロールにより市民参加の防犯活動を行います。
防犯情報の発信	市民が不審者情報や事件・事故の情報などを得ることで、防犯意識を高められるよう、防災行政無線放送や有田市メール、LINE で情報配信を推進します。
地域における防犯意識の向上	警察等と連携しながら、広報ありだ等を通じて、犯罪被害にあわないために家庭や地域でできることの周知や「自分の安全は自分で守る」意識の向上に取り組みます。

担当課

防災安全課、福祉課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
避難行動要支援者個別計画の作成率	0.0%	100.0%

〈コラム〉 万が一の災害に備えて～災害時の要支援者支援～

近年、自然災害による要支援者(高齢者や障がいのある人など)の被災が目立っています。そのため、日頃から要支援者への災害情報の伝達方法や避難支援の体制を構築していくことがますます必要になっています。

万が一の災害に備えて、いつ、誰が、誰と、どこへ、どうやって避難するのかなどを地域でも話し合ってみましょう。



避難行動要支援者名簿って？

災害が起こった時、自宅から避難所まで「自力で避難することが難しい人(要支援者)」を一定の基準に基づき、あらかじめ把握し、いざという時に要支援者の避難を支援するために作成している名簿です。この名簿は、「災害対策基本法」に基づき、全国の各市町村に整備することが義務付けられています。

2 誰もが暮らしやすい地域づくり

誰もが利用しやすい道路や公共施設の整備、移動手段の確保、高齢者や障がいのある人などの住宅確保の困難さの解消など、快適でやさしさを感じられる地域づくりを推進します。

有田市の現状と課題

- SDGsの実現による誰一人取り残さない社会を築くためには、バリアフリー、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりが求められており、高齢者や障がいのある人など、誰もが利用しやすい道路、公共施設等の整備、住まいの場の確保が必要です。
- 有田市立病院では運転免許証を返納した受診患者に有田市デマンドバスの乗車券サービスを行っています。市民アンケートでは手助けしてほしいことについて、「通院の付き添い（送迎）」が最も多くなっており、高齢化のさらなる進行により、移動に困難を感じる人が増えていくことへの対応が必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解しましょう。
- 車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら手伝いましょう。
- 団体・企業等は、施設整備の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに心がけましょう。
- 高齢になり、運転に不安がある場合、運転免許証を返納しましょう。

行政の主な取組

①誰もが安全に暮らせる環境づくり

取組	内容
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	建築物、道路などの公共施設の整備や改修にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するとともに民間施設に対しても啓発活動を行うことで、誰もが安全に暮らせる環境づくりを推進します。

②住宅確保要配慮者の住まいの確保支援

取組	内容
住まいの確保支援	高齢者や障がいのある人などの生活や住宅に配慮を必要とする人の住まいを確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）の活用を促進します。

③移動手段の確保

取組	内容
買い物や外出等の支援	車を使用しない人や運転免許証返納者の移動手段の確保、地域の取組を活かした買い物弱者対策、高齢者や障がいのある人などの社会参加・外出支援等のため、デマンドバスの利用を促進します。

担当課

都市整備課、建設課、経営企画課、福祉相談室

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
デマンドバス乗車人員	10,603人	15,000人

3 情報提供・共有の推進

生活課題を抱える人など情報を必要とする人に必要な情報が行き届き、関係機関の中で適切に情報共有ができる体制づくりを行うとともに、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの公的制度や福祉サービスなどをわかりやすく周知します。

有田市の現状と課題

- 市民アンケートでは地域の情報の入手方法として、「広報ありだ」の割合が最も高くなっています。また、団体アンケートでは事業所内だけでは対応が困難なことへの支援として「情報共有のスピード化」などが求められています。インターネットや SNS の普及が進む中で、必要とする人に確実に届けることができる多様な情報発信の手段が必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取組～



- 広報ありだなどに目を通し、普段から各種相談窓口などの把握に努めましょう。
- 団体・企業等は、プライバシーの保護には気を付けながら地域内の情報を共有しましょう。

行政の主な取組

①多様な媒体による情報提供

取組	内容
制度やサービスの情報発信	広報ありだやホームページ、LINE を利用したチャットボットシステム『きいちゃんの子育て応援広場』などを活用し、制度やサービスをわかりやすく発信します。
ICT の利用に向けた支援	高齢者などがインターネットやSNS等、多様な媒体から情報を得ることができるよう、ICT について学ぶ機会を設けるなど、誰もがデジタル情報から取り残されることなくアクセスできる環境づくりに取り組みます。
相談先の周知	地域の困りごと、虐待・DV、生活困窮、ひきこもり、権利擁護等、支援を必要とする人に対する相談窓口の周知に取り組みます。

②関係機関による情報共有

取組	内容
地域課題や制度に関する情報共有	地域活動などに活かしてもらうことができるよう、地域課題や各種支援制度などについて、関係機関、団体と情報を共有します。

担当課

秘書広報課、総務課、福祉課、高齢介護課、健康課、福祉相談室

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
地域での活動に参加していない理由「どのような活動が行われているか知らない」と回答した割合 (市民アンケート調査で地域活動に「参加していない」と回答した人のうち、参加していない理由として回答した割合)	34.8%	20.0%

第5章 成年後見制度の利用促進

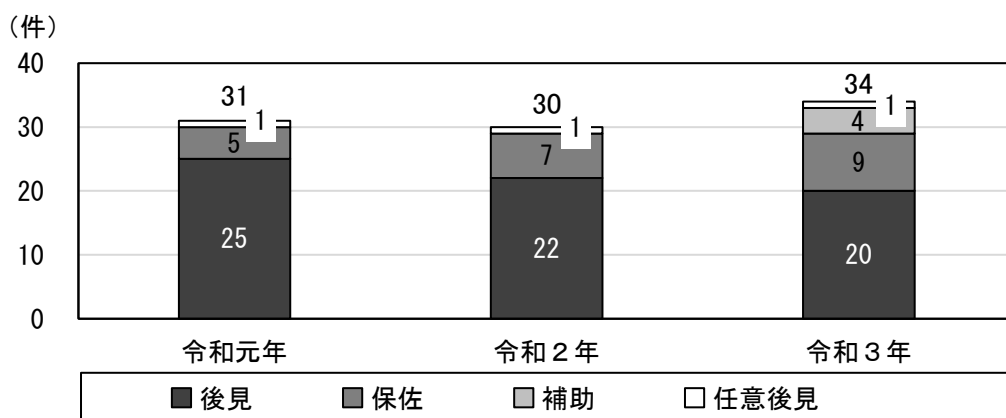
第1節 成年後見制度に関する状況

(1) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用件数の推移をみると、合計件数は令和3年に増加し、34件となっています。

市長申立件数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和2年度では、高齢者で3件、障害者で1件となっています。

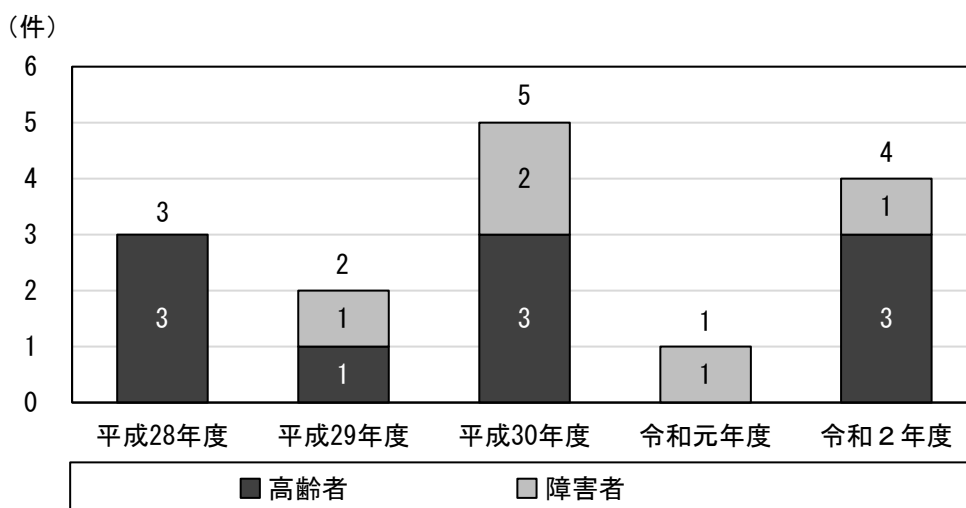
■成年後見制度利用件数(類型別)の推移



資料:和歌山家庭裁判所

(令和元年:5月20日現在、令和2年:6月5日現在、令和3年:4月22日現在)

■市長申立件数(対象者別)の推移



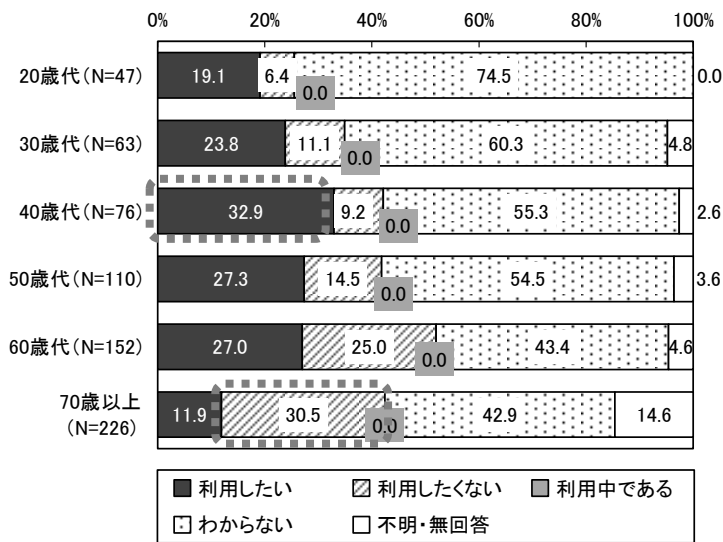
資料:高齢介護課、福祉課

(2) 市民アンケートからみる成年後見制度の認知度・利用意向

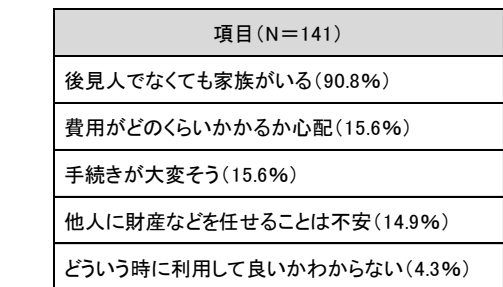
成年後見制度の利用意向について、年代別でみると、『40歳代』では「利用したい」、『70歳以上』では「利用したくない」が他の年代と比べて高くなっています。認知度別でみると、制度についてよく知っている人の方が利用意向は高くなっています。

成年後見制度を利用したくない理由について、「後見人でなくても家族がいる」が90.8%と最も高くなっています。

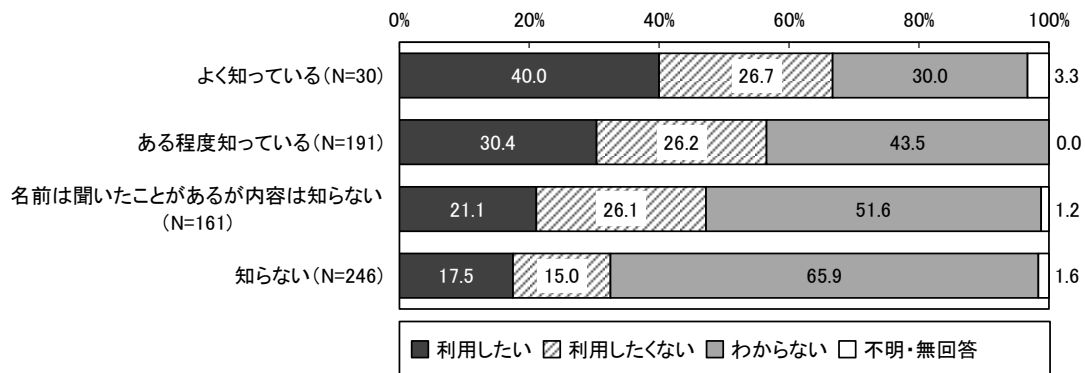
■ 成年後見制度の利用意向(ひとつに○)



■ 成年後見制度を利用したくない理由 (○はいくつでも)



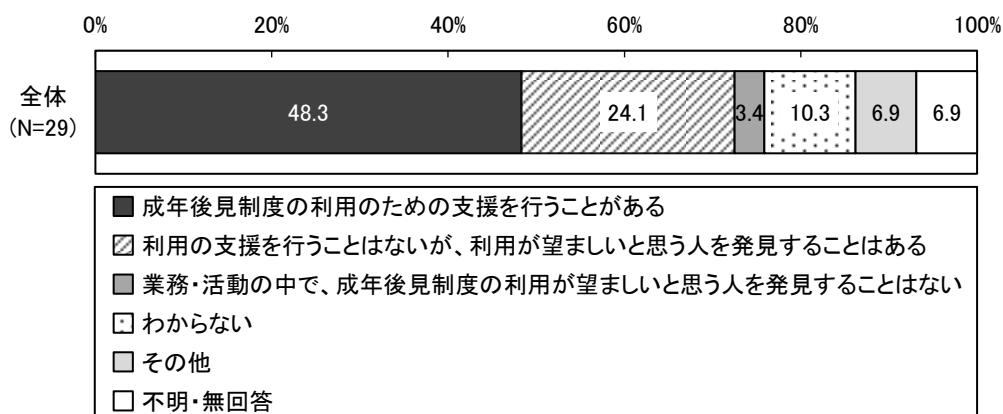
■ 成年後見制度の認知度別 利用意向(ひとつに○)



(3) 団体・事業所アンケートからみる成年後見制度について

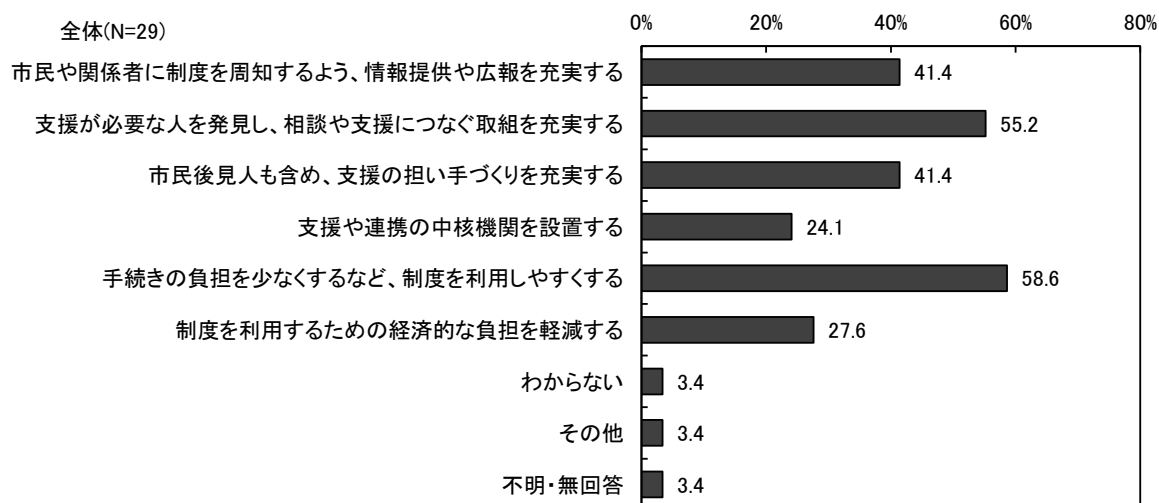
業務・活動の中で、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援などを行うことがあるかについてみると、「成年後見制度の利用のための支援を行うことがある」が48.3%と最も高く、次いで「利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある」が24.1%、「わからない」が10.3%となっています。

■業務・活動の中で、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用支援を行うことがあるか(ひとつに○)



成年後見制度の利用を促進する上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことについてみると、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」が58.6%と最も高く、次いで「支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取組を充実する」が55.2%、「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」「市民後見人も含め、支援の担い手づくりを充実する」がそれぞれ41.4%となっています。

■成年後見制度の利用を促進する上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきこと(○はいくつでも)



第2節 成年後見制度の利用促進に向けて

認知症や障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、また、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を促進します。

有田市の現状と課題

- 市民アンケートでは成年後見制度の認知度は3割程度、認知症等になった際の成年後見制度の利用意向は2割程度となっていますが、成年後見制度の利用件数は増加しており、今後も必要とする人が利用できるよう周知を図ることが必要です。

地域でできること

みんなでやってみよう！
～市民・団体・企業等の取組～



- 成年後見制度について知識を深めましょう。
- 記憶や判断能力に心配がある人がいたら、相談先につなげましょう。

〈コラム〉 成年後見制度ってなに？

～安心して暮らしていくために～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、様々な契約を結んだりする必要があるがあっても自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



行政の主な取組

① 成年後見制度の周知啓発

取組	内容
制度の周知啓発	誰もが安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。

② 成年後見制度の利用促進

取組	内容
制度利用へのつなぎ	成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関や制度利用につなぎます。
市長申立の活用促進	成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や親族が申立を行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申立てる、市長申立の適切な活用に取り組みます。
福祉サービス利用援助事業利用者の制度利用の促進	福祉サービス利用援助事業利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう、市社協と連携をします。

③ 地域連携の仕組みづくり

取組	内容
ネットワークの構築	地域における権利擁護を支援するため、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関などが連携するネットワークを構築します。
中核機関の整備	法律・福祉などの専門的な支援や関係機関からの協力を得て、地域における連携・対応強化の推進役を担う中核機関を整備します。

担当課

高齢介護課、福祉課

取組の進捗を測る指標

指標名	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
成年後見制度利用者数（市長申立数）	31（4）人	48（5）人
成年後見制度に関する相談件数	19件	35件

第 6 章 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

本計画の推進では、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取組を進めていくことが必要です。地域福祉の充実には、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本であり、それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、持続可能な地域福祉の推進につながります。

そのため、市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、その他関係機関・団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。

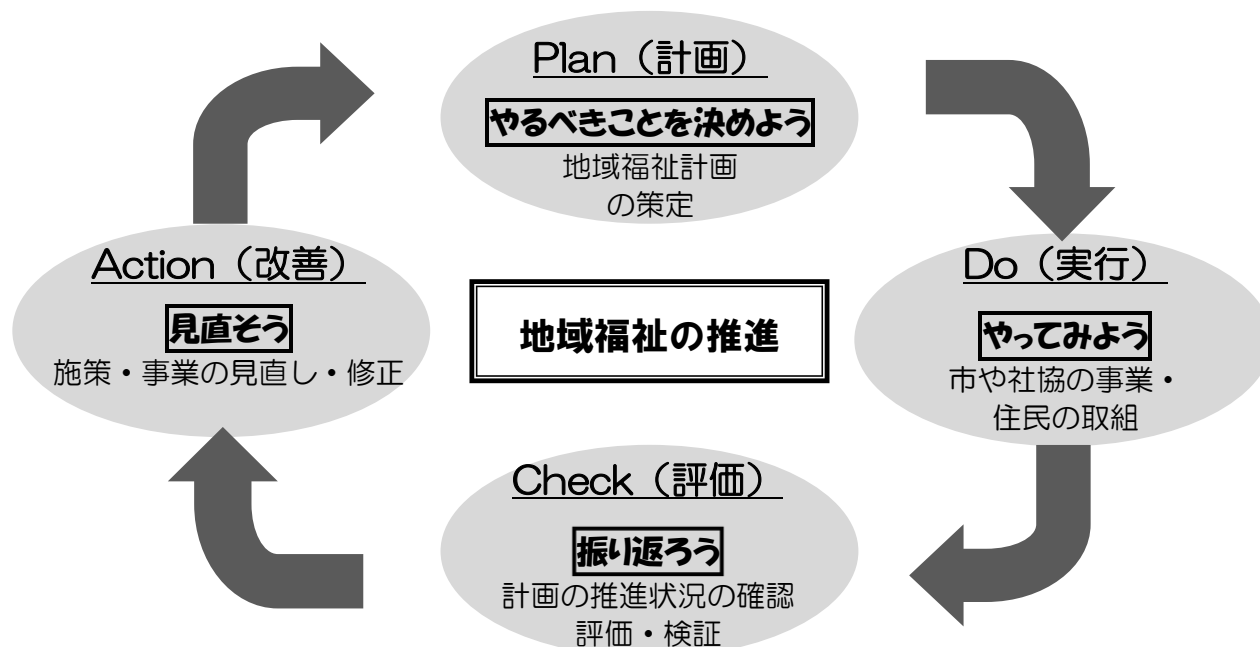
また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し市民参加の支援や活性化を目指して、各種事業を実施していきます。

行政の役割として、市民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取組を円滑に進められる環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などを重ねてまいります。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内の関係各課等との施策の調整等を行うなど、横断的な連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づいて実施します。

■ 計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ



資料編

(1) 策定経過

月 日	調査名・会議名等	内 容
令和2年8月6日	第1回 有田市地域福祉計画 (第3次) 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のスケジュールについて ・調査票の検討
令和3年1月8日 ～1月26日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・有田市在住の20歳以上の方1,500人を対象に実施
令和3年2月24日 ～3月10日	団体・事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動する団体、福祉事業所を対象に実施
令3年6月14日 ～7月9日	庁内ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の評価・検証
令和3年8月5日	第2回 有田市地域福祉計画 (第3次) 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次有田市地域福祉計画【骨子案】について
令和4年3月15日	第3回 有田市地域福祉計画 (第3次) 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次有田市地域福祉計画【案】について
令和4年3月24日 ～3月30日	パブリックコメント	

(2) 有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年1月31日有田市訓令第2号

改正

平成26年2月28日訓令第1号

令和2年11月30日訓令第40号

有田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき有田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、有田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の立案・策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) 地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、福祉、保健及び医療関係者等並びに公募により選出された者から、市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、3年以内とし、再任することができる。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 第3条第2項の委員が会議に出席できないときは、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民福祉部福祉相談室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則 (平成26年2月28日訓令第1号)

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

付 則 (令和2年11月30日訓令第40号)

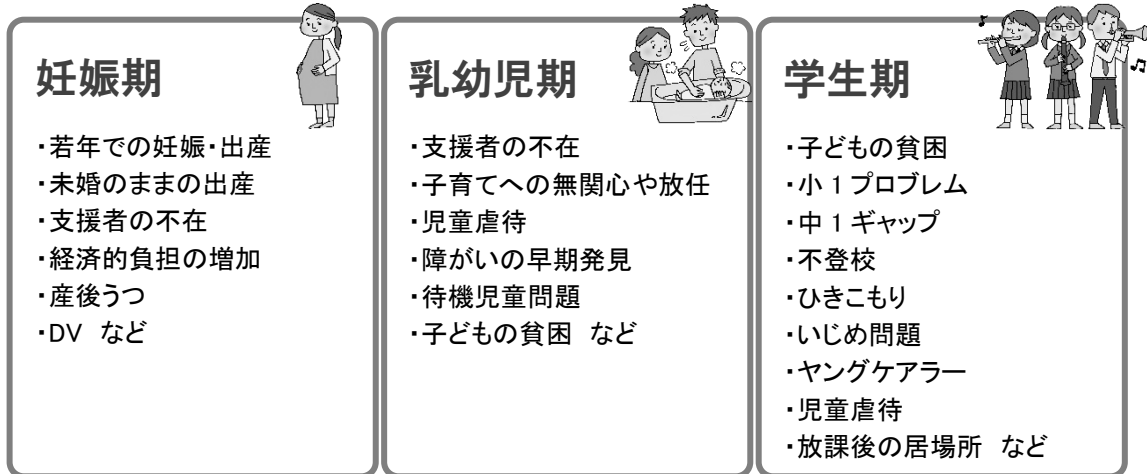
この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(3) 有田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No	区分	選出団体および役職名等	氏名	備考
1	学識経験者	和歌山信愛大学教授	桑原 義登	委員長
2	福祉	社会福祉法人 守皓会 田鶴苑 施設長	吉田 愉美	
3		有田圏域基幹相談支援センター センター長	吉井 弥生	
4		社会福祉法人 有田ひまわり福祉会 理事長	山口 育子	
5		社会福祉法人 桜樹 理事長	野田ちよみ	
6		湯浅公共職業安定所 所長	蔵 裕慶	
7		一般社団法人 和歌山県社会福祉士会 会長	玉置 薫	副委員長
8		社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 事務局長	久保田善則	
9		保健	湯浅保健所 所長	松本 政信
10	医療	有田市医師会 会長	中村 吉伸	
11	教育	有田市小中学校校長会 副会長	川嶋 啓生	~3.3.31
			松本 吉晴	3.4.1~
12	民生委員	有田市民生児童委員協議会 会長	森川 文夫	副委員長
13	地域住民	一般公募	加藤 美樹	~3.5.19
14	行政	市民福祉部長	宮崎三穂子	

(4) ライフステージ別に想定される課題

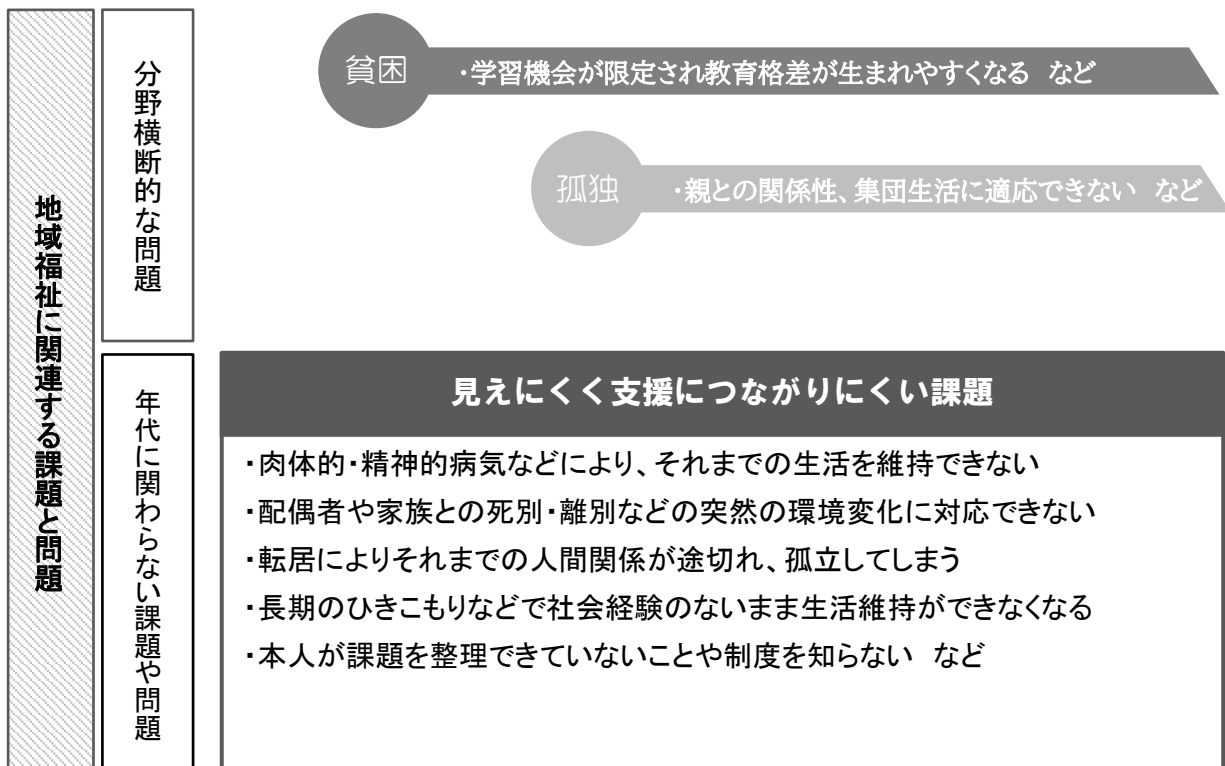
■ライフステージ別の「課題」

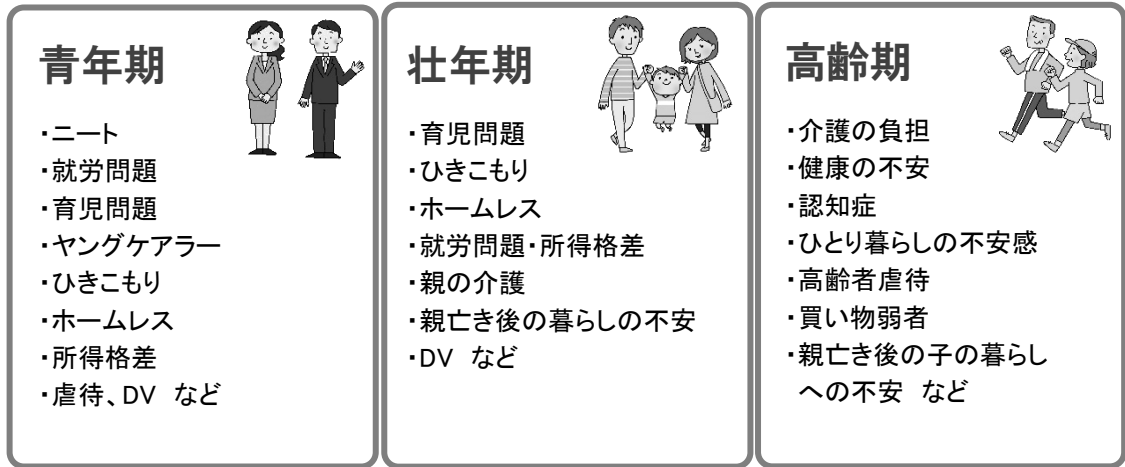


0

6

18(歳)





貧困 ・活動の範囲が限定される ・選択肢が少ない など

孤独 ・地域との関わりの減少 ・経済的負担、他者との人間関係のトラブル ・8050 問題など

孤独 ・ひとり暮らしの不安感、生きがいの喪失 など

障がいのある人についての課題	その他の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への理解不足 ・雇用や就労 ・特性に沿った支援 ・多様なニーズ ・社会的なバリアフリー化 ・地域生活への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍による差別 ・労働の不平等待遇 ・多文化共生 など

用語集

「あ」行

■ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報や通信に関する技術の総称。

■アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、社会的な援助に結びついていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

■SNS

「Social Networking Service」の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

■NPO（法人）

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

「か」行

■クラウドファンディング

crowd（群衆）と funding（資金調達）を組み合わせた造語で、ある目的を達成するために、インターネットなどにより不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、賛同してくれた人から広く資金を集める仕組み。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「いのちの門番」とも位置づけられる人のこと。

■権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

■子育て世代活動支援センターWaku Waku

子育て世代の親子や地域の人たちが交流できるよう、子どもが安心して遊べる遊具や遊び場、多世代が交流できる場を備えた施設。

■子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的に、助産師や保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。

■子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または低額で食事を提供する取組。子どもへの食事提供だけでなく、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たす。

■子どもの貧困

所得分布の中央値の半分未満の所得の世帯で暮らす 18 歳未満の子どもたちの存在や生活状況。医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、格差や貧困の連鎖を招くおそれがある。

「さ」行

■災害ボランティアセンター

主に災害発生時、災害支援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティアの受入れなどを行う。

■社会福祉協議会

地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織のこと。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。

■生活困窮者

収入や資産がなく経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

「た」行

■ダブルケア

育児と親や親族の介護を同時期に担っている状態のこと。

■地域子育て支援センター

安心して子どもを産み育てることができ、子育ての楽しさが実感できるように育児サークル、育児相談、育児講座、わくわく広場等の事業、子育て情報の提供などを実施している施設。

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関のこと。

■DV

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

「な」行

■認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けることで認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。

「は」行

■8050問題

主に80代の親が50代のひきこもりの子どもを養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

■バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者や障がいのある人等の人々が生活しやすい環境に整備しようという考え。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

■避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人等、災害時に自力での避難や避難所等での生活が困難な人のこと。

■ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童のいる保護者等を会員として、児童の預かりを希望する人と、援助を行うことを希望する人をマッチングし、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■フレイル

加齢とともに心身が衰えた状態で、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。

と。適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともされており、フレイル予防のため、生活習慣病の（進行）予防をしながら、運動機能・認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切となる。

「ま」行

■民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動。地域の相談相手として生活上の様々な相談に応じるほか、子ども、高齢者や障がいのある人等の見守りを行うなど、支援を必要とする人と行政等関係機関とのパイプ役を担っている。

「や」行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

■要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村に認定された人。介護保険サービスの利用には、要介護認定を受けなければならない。

第3次有田市地域福祉計画

発行年月：令和4年3月

発行：有田市 福祉相談室

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL：0737-83-1111 FAX：0737-83-6205

URL：<https://www.city.arida.lg.jp/>

